

病院事業概要

平成22年度



熊本市立熊本市民病院

理 念

熊本市民病院は健康を願う市民を支援するため
市民と協力しに愛と奉仕の心をこめて最善の医療を行います。

基本方針

1. 地域の基幹病院として、市民の健康と福祉の増進に貢献します
2. 患者様の権利を尊重し、公正な医療の提供に努力します
3. 地域の医療機関と連携を行い、最善の医療と患者様に信頼される医療を行います
4. 患者様の立場を第一に考え、心をこめて看護ケアを行います
5. 医療の進歩に沿って、病院施設や医療機器の整備と充実を図り、健全な病院経営に努めます

患者様の 権利

私たちは患者様の権利を尊重し、信頼にもとづいた医療を行うため、
患者様の権利に関する宣言を掲げます。

1. 適切で最善の医療を公平に受ける権利
2. 検査や治療について真実を知り、十分な説明を受ける権利
3. 検査や治療を受ける権利と受けることを拒否する権利
4. プライバシーの秘密保持を得る権利
5. 病院や医師を自由に選択し、あるいは変更する権利

目次

はじめに	1
I. 概要	3
施設の概要	4
厚生労働省告示に基づく承認事項	8
厚生労働省等指定・許可関係	12
学会による認定施設	13
配置図	15
沿革	16
組織図	19
職員数	20
院内定例会議（各委員会）	21
学生・研修生等受入状況	22
II. 統計	23
月別外来患者数	24
科別地域別外来患者数	25
地区別新患者数	26
年度別外来患者数	27
月別入院患者数	28
科別地域別入院患者数	29
年度別入院患者数	30
月別感染症入院患者数	31
年度別感染症入院患者数	31
月別手術件数	32
年度別手術件数	33
月別分娩件数	34
年度別新生児医療センター入院患者数	34
年度別新生児救急車活動状況	35
新生児救急車活動分布表	36
年度別新生児救急車活動状況（熊本市外）	37
時間外救急患者数	38
月別調剤件数	39
年度別調剤件数	40
月別放射線撮影人数	41

年度別放射線撮影件数	42
月別臨床検査件数	43
年度別臨床検査件数	44
年度別月間剖検件数	45
月別組織診断・細胞診件数	46
内視鏡検査件数	47
月別給食件数	48
年度別給食件数	49
III. 芳野診療所	51
芳野診療所について	52
IV. 植木病院	53
植木病院について	54
V. 経営状況	55
財務	56
病院事業の経営状況の推移	57
収益的収支の状況	58
資本的収支の状況	60
一般会計からの繰入金状況	60
貸借対照表	61
経営分析 1	62
経営分析 2	63
経営分析 3	64
医療機器等購入一覧	66
VI. 資料	67
熊本市病院事業の設置等に関する条例	68
熊本市病院事業条例	73
熊本市病事業条例施行規程	77
熊本市病院局事務分掌規程	79
熊本市病院局事務決裁規程	87

はじめに

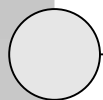
平成 22 年度診療報酬の改定は、昨今の厳しい医療情勢の中、唯一の朗報でした。救急、産科、小児、外科などの急性期医療を評価したもので、0.19%のネットプラス改定（医科+1.74%、入院+3.03%、外来+0.31%）は、市民病院にとっても追い風となり、平成 22 年度市民病院決算は 1 億 7 千 7 百 52 万 9 千円の黒字決算を計上することができました。病診連携の推進や在院日数の短縮などによって、外来・入院患者とも延べ患者数は減少しましたが、新入院患者や救急車搬送が僅かながらも増加し、またハイケアユニット開設、手術件数の増加などによって入院単価がアップし、医業収益が大幅に増加しました。費用面では医療材料のベンチマークシステムの活用によって、薬品や材料費の購入単価も低下するなど、職員皆さんの取り組みと頑張りによる成果と感謝します。

公立病院改革プランに基づく市民病院経営改善計画も、2 年目を経過しました。数値目標のうち、経常収支比率 100%以上（実績 102.4%）、逆紹介率 40%（実績 43.0%）は達成できましたが、職員給与費対医業収益比率 56%未満（実績 56.1%）、病床利用率 85.0%以上（実績 79.6%）、紹介率 50%以上（実績 41.5%）は残念ながら達成できませんでした。またアクションプログラム 92 項目中の小項目 225 項目のうち終了したのは約 21%で、他は継続、または、目標変更しての継続になりました。アクションプログラムの基本である医療の質と患者サービスの向上には、全職員が常に問題意識をもって迅速に行動していくことが必要と思います。

一方、ハード面の課題も山積しています。築 32 年を経過した南館の老朽化、医学の進歩や超高齢化などによって看護度の高い患者が増えていく中、看護師不足、診療科や病棟間の病床利用率・回転率の違いなどによっても患者さんのアメニティーの低下がみられるなど、多くの問題が生じてきていました。そのような中、南館屋上の給水設備の改修は喫緊の問題でしたが、改修には南館 8 階病棟が使用不能となることから、年末年始にかけて南 8 階病棟を休床とし、給水設備の改修と同時に 8 病室内装のリニューアルを行ないました。その後は、南館各階も内装のリニューアルを 23 年度にかけて順次行ない、少しでもアメニティーの向上を図っていく予定です。市民病院の最重要課題である南館の耐震化を踏まえた病院整備計画は、22 年度に熊本市の将来の人口動態や疾病構造の変化や患者見込み数等を推計する基礎調査を行い、一方、病院の強み弱みなどの SWOT 分析を行いました。これらのデータを基に、次年度、病院の今後の将来の方向性や適正病床数などを検討して行くこととなります。

最後に、平成 22 年度も終わりという 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード 9.0 の大地震とそれに伴って発生した大津波によって、未曾有の大災害になりました。約 15,000 人の方が亡くなられ、未だ行方不明の方も多く、地域の医療機関の被害も甚大で診療機能も麻痺してしまいました。市民病院が熊本市の災害拠点医療機関であることを再認識するとともに、多くの亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、一日も早い復旧・復興が進むことを願っております。

I 概要



I-1 施設の概要

熊本市は、九州の中央、県の中央部（東経130度42分・北緯32度48分）にあって有明海に面し、阿蘇火山と金峰山系との接合地帯の上に位置し、数多くの山岳、丘陵、大地平野等によって四方を囲まれています。熊本城を核に形成された典型的な城下町であり、森と水の都として知られています。

行政区域は、平成3年2月1日の飽託四町、平成20年10月6日の下益城郡富合町、平成22年3月23日の鹿本郡植木町、及び下益城郡城南町との合併により現在では面積389.51k㎡・人口約73万人におよぶ九州第3の都市となり九州交通網の中心として要衝的位置を占めています。

本病院は、昭和21年に民生病院として発足以来、熊本市が経営する自治体病院として歩んでまいりました。この間、昭和54年、昭和59年、平成13年の増改築により、現在の病院が完成しました。診療科22科病床数562床（一般病床550床、感染症12床）を有する地域医療の中核的な総合病院として、年間の入院患者数約16万人、外来患者数約24万人を数え、一般医療のほか高度・特殊医療を担当しながら自治体病院としての役割を果たしています。

特に新生児医療については、新生児医療センター58床（NICU18床を含む）を設け、全県下を網羅し、24時間体制で活動しております。また、平成5年6月より、小児心臓外科を、平成7年11月に集中治療部を設置、平成16年3月に県総合周産期母子医療センターの指定、平成17年1月に地域がん診療拠点病院の指定を受けました。

平成19年1月には、形成外科、肛門科、リハビリテーション科及び脳卒中診療科がそれぞれ統合され、血液免疫内科は血液・腫瘍内科へ、新生児センターは新生児科へ改称されております。

また、併設伝染隔離病舎は、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴い、平成11年4月1日廃止となり、その後、九州では初めての第1種感染症指定病院2床及び第2種感染症指定病院10床の感染指定医療機関の指定を受けています。

平成21年12月30日には附属熊本産院は閉院(平成21年12月31日廃止)となりましたが、平成22年3月23日には鹿本郡植木町との合併により、国民健康保険植木病院が熊本市立植木病院として本病院の所管となり、会計が一本化されました。

名 称	熊本市立熊本市市民病院
所 在 地	〒862-8505 熊本市湖東1丁目1番60号
開 設	昭和21年2月1日
許可病床数	一般病床550床、感染症病床12床（第一種2床、第二種10床）
ホームページ	http://www.cityhosp-kumamoto.jp/

建設の概要

建 物 規 模	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上8階（一部7階建）
敷 地 面 積	14,055.13㎡
建 築 面 積	8,693.81㎡

延床面積	34,912.79 m ²
	<ul style="list-style-type: none"> *新館 6,266.35 m² *南館 12,726.49 m² *北館 14,306.74 m² *立体駐車場 1,462.54 m² *その他 150.67 m²
	(ポンプ室 6.37 m ² 、駐輪場 144.30 m ²)
(1) 高さ	<ul style="list-style-type: none"> 最高軒高 31.35 m 最高の高さ 38.95 m
(2) 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 収容台数 307 台 (立体駐車場 96 台・第 2 駐車場 90 台・第 4 駐車場 57 台 コイン式パークロック 27 台・北館上段 20 台 障がい者・救急用 8 台、第 5 駐車場 9 台)

[本病院の特徴]

- (1) 周産期医療 総合周産期母子医療センターとして、新生児部門（NICU18床、後方ベット16床）、産科部門（MFICU6床、後方ベット12床）を有し、全県下の新生児・未熟児の救急医療を確保し、24時間体制で活動しております。
また、小児専用救急車を保有しております。
- (2) がん治療 リニアック、コバルト 60 等の医療機器を設置しております。
- (3) 救急医療 熊本県中央医療圏の 2 次救急医療として、休日・夜間の病院群輪番制をとっております。
- (4) 難病治療 現在、国が指定した特定疾患として、56 種類（平成 21 年 10 月 1 日現在）の疾患があります。これらは、いわゆる難病で原因不明であり、従って治療法も確立されておられません。本院でも、リウマチ、サルコイドーシス、ベーチェット病、パーキンソン氏病等年々増加しており、大学など研究機関とも連携を密にし治療に当たっております。
- (5) 感染症病床 感染症第 1 種病床 2 床・2 種 10 床を有し、県下をカバーしております。
- (6) 国際医学交流 平成 5 年度から本格的相互交流を開始し、独国・ハイデルベルク市、米国・サンアントニオ市へ医師、看護師その他の医療技術員の派遣、並びに看護師の受入れを行い、医療技術や医療知識の向上と職員の資質の向上を図っております。
- (7) 臨床研修病院 昭和 61 年 3 月に臨床研修病院の指定・平成 9 年 4 月に複合方式による主たる施設として臨床研修（歯科）施設の指定を受け、昭和 63 年 3 月に臨床修練病院（外国人医師に対する）の指定を受けております。

(8) 高度医療

また、平成 15 年 4 月に単独研修方式による臨床研修（歯科）の指定を受け、平成 15 年 10 月に新制度における臨床研修指定病院を受けました。医療機器の整備は、平成 8 年度から平成 12 年度、平成 13 年度から平成 17 年度、平成 18 年度から平成 22 年度の 5 ヶ年計画で計画し、

- 平成 8 年度には、高エネルギー放射線治療機器・リニアック等を整備
- 平成 9 年度には、がん診断全身用 X 線 CT 装置等を購入
- 平成 10 年度には、2 台目となる MRI（磁気共鳴イメージング）装置を整備
- 平成 11 年度には、寝台昇降式カセットレス X 線テレビ装置を購入
- 平成 12 年度には、生化学分析装置・自動化システム装置を購入
- 平成 13 年度には、FCR 立体専用画像読取装置、FCR カセットタイプ画像読取装置（2 台式）、デジタル超音波診断装置を購入
- 平成 14 年度には、全身用マルチスライス CT 設置等を購入
- 平成 15 年度には、角度可変デュアルディレクタガンマカメラシステム等を購入
- 平成 16 年度には、総合血液学検査システム、超音波診断装置を購入
- 平成 17 年度には、マンモグラフィ（乳房用 X 線撮影装置）を購入
- 平成 18 年度には、衝撃波結石破碎装置、臨床検査システム装置、デジタル X 線透視撮影システムを購入
- 平成 19 年度には、循環器血管造影 X 線撮影装置を購入
- 平成 20 年度には、ホルター心電図解析装置、骨塩量測定装置を購入
- 平成 21 年度には、検体搬送自動化システム・検体検査自動分析装置、MRI（磁気共鳴断層撮像装置）を購入
- 平成 22 年度には、超音波診断装置、新生児用救急車を購入

〔電気設備〕

受電	22KV 3 回線 SNW 受電	契約電力	1,854 kw
変圧器	特別高圧変圧器	1,500KVA	3 台
	一般回路		
	動力（三相 3 線）	200KVA 3 台	300KVA 3 台 500KVA 1 台
		150KVA	1 台
	電灯（単相 3 線）	100KVA 4 台	200KVA 2 台 300KVA 3 台
	非常回路（停電時発電機より送電）		
	動力（三相 3 線）	400KVA 2 台	500KVA 1 台
	電灯（スコット）	100KVA 1 台	200KVA 2 台
	建築非常回路（停電時のみ発電機より送電）		
	電灯（スコット）	30KVA 1 台	50KVA 1 台
自家発電機	非常用 6.6kV	1,000KVA（ディーゼル発電機	燃料 A 重油）
	220V	300KVA（ガスタービン発電機	燃料 A 重油）

弱 電 電話、一般放送、非常放送、BGM（民間有線放送）、ナースコール、
インターホン、テレビ共同受信設備、監視用カメラ（重症患者用、防犯用）

〔空調設備〕

熱 源 蒸気ボイラー 4,200 kg/h 1基 2,000 kg/h 1基
吸収式冷温水発生機 320USRt 2基 300USRt 2基
80USRt 2基
空 調 方 式 単一ダクト方式及びファンコイル 一部エアコン

〔衛生設備〕

給 水 設 備 高架タンク方式（全館上水使用）
受水槽 170 t 2槽
高架水槽 南館 15 t 2槽、北館 15 t 2槽
排 水 処 理 RI排水、感染症排水、薬品排水は処理後公共下水道に排水
医 療 ガ ス 中央配管方式 酸素、圧縮空気、笑気、吸引、窒素、余剰ガス
感染症棟は専用吸引機
給 湯 中央方式 貯湯槽 南館 3,000 l 2缶、北館 3,000 l 2缶
中 央 集 塵 機 全館に配管
雨 水 ろ 過 設 備 6.0 m³/時

〔防災設備〕

監 視 盤 中央監視室 1面 複合GR型受信機 1面 防災監視盤（CRT）
警備室 1面（副盤）
設 備 火災報知機、防火戸、消火栓、スプリンクラー、ハロンガス消火設備、
防火ダンパー排煙装置、防煙たれ壁

〔搬送設備〕

エレベーター 南館 寝台 定員 14人 2台
乗用 定員 13人 1台
配膳 最大重量 1,450kg 1台
北館 寝台 定員 14人 1台
乗用 定員 13人 1台
配膳 最大重量 1,450kg 1台
感染症専用 定員 14人 1台
新館 人荷用 定員 20人 1台
乗用 定員 15人 1台
エスカレーター 新館 乗用 定員 4,500人/時 2台
ダムウェーター 南館 最大重量 75kg 2台
北館 最大重量 75kg 1台

I-2 厚生労働省告示に基づく承認事項

H23.3.31 現在

◆入院基本料	10対1入院基本料	(一般入院) 第189号
◆入院基本料等加算	臨床研修病院入院診療加算	(臨床研修) 第5号
	救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算	(救急加算) 第24号
	超急性期脳卒中加算	(超急性期) 第3号
	妊産婦緊急搬送入院加算	(妊産婦) 第17号
	診療録管理体制加算	(診療録) 第8号
	医師事務作業補助体制加算	(事務補助) 第17号
	急性期看護補助体制加算1	(急性看補) 第25号
	療養環境加算	(療) 第62号
	重症者等療養環境特別加算	(重) 第16号
	がん診療連携拠点病院加算	(がん拠点) 第1号
	栄養管理実施加算(医科)	(栄養管理) 第32号
	栄養管理実施加算(歯科)	(栄養管理) 第171号
	栄養サポートチーム加算	(栄養チ) 第3号
	医療安全対策加算(医科)	(医療安全) 第11号
	医療安全対策加算のうち感染防止対策加算	(感染防止) 第6号
	医療安全対策加算(歯科) 1	(医療安全) 第12号
	ハイリスク妊娠管理加算	(ハイ妊娠) 第27号
	ハイリスク分娩管理加算	(ハイ分娩) 第9号
	急性期病棟等退院調整加算1	(急性退院1) 第32号
	新生児特定集中治療室退院調整加算	(新生児退院) 第2号
	救急搬送患者地域連携紹介加算	(救急紹介) 第8号
◆特定入院料	特定集中治療室管理料	(集) 第3号
	総合周産期特定集中治療室管理料	(周) 第1号
	小児入院医療管理料4	(小入3) 第16号
	ハイケアユニット入院医療管理料	(ハイケア) 第6号
◆入院時食事療養費	入院時食事療養(I)	(食) 第13号
◆医学管理等	がん性疼痛緩和指導管理料	(がん疼) 第16号
	開放型病院共同指導料	(開) 第20号
	薬剤管理指導料	(薬) 第1号
	地域連携診療計画管理料	(地連携) 第3号
	がん治療連携計画策定料	(がん計) 第2号
	ニコチン依存症管理料	(ニコ) 第60号

	医療機器安全管理料 1	(機安 1) 第 1 8 号
	医療機器安全管理料 2	(機安 2) 第 3 号
◆検査	検体検査管理加算 (I)	(検 I) 第 2 2 号
	検体検査管理加算 (II)	(検 II) 第 1 6 号
	血液細胞核酸増幅同定検査	(血) 第 6 号
	微生物核酸同定・定量検査のうちHPV核酸同定検査	(HPV) 第 4 1 号
	胎児心エコー法	(胎心エコー) 第 3 号
	神経学的検査	(神経) 第 1 9 号
	コンタクトレンズ検査料 1	(コン 1) 第 6 0 号
	センチネルリンパ節生検	(セ) 第 6 号
◆画像診断	画像診断管理加算 1	(画 1) 第 9 号
	画像診断管理加算 2	(画 2) 第 3 0 号
	CT撮影及びMRI撮影 (医科)	(C・M) 第 7 4 号
	CT撮影及びMRI撮影 (歯科)	(C・M) 第 7 4 号
	MRI撮影のうち心臓MRI撮影加算	(心臓M) 第 1 4 号
◆投薬	処方料及び処方せん料のうち抗悪性腫瘍剤処方管理加算	(抗悪処方) 第 1 1 号
◆注射	無菌製剤処理料	(菌) 第 9 号
	外来化学療法加算 1	(外化 1) 第 2 2 号
◆リハビリテーション	脳血管疾患等リハビリテーション料 (II)	(脳II) 第 1 7 8 号
	運動器リハビリテーション料 (I)	(運 I) 第 6 4 号
	呼吸器リハビリテーション料 (I)	(呼 I) 第 4 7 号
◆処置	透析液水質確保加算	(透析水) 第 6 9 号
	一酸化窒素吸入療法	(NO) 第 2 号
◆麻 酔	麻酔管理料 (I)	(麻管 I) 第 5 号
	麻酔管理料 (II)	(麻管 II) 第 5 号
◆放射線治療	放射線治療専任加算	(放線) 第 6 号
	高エネルギー放射線治療	(高放) 第 8 号
	外来放射線治療加算	(外放) 第 3 号
◆歯 科	補綴物維持管理料 (歯科)	(補維) 第 5 9 号
	歯科外来診療環境体制加算	(外来環) 第 3 号
	地域歯科診療支援病院歯科初診料	(病初診) 第 6 号
◆手術	医科点数表第 2 章第 1 0 部手術の通則の 4 に掲げる手術	
	・ 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術	(脊刺) 第 6 号
	・ ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術	

(電池交換を含む)	(へ) 第34号
・ 両心室ペースメーカー移植術又は両心室ペースメーカー交換術	(両へ) 第7号
・ 両室ペーシング機能付き埋込型除細動器移植術 又は両室ペーシング機能付き埋込型除細動器交換術	(両除) 第6号
・ 埋込型除細動器移植術又は埋込型除細動器交換術	(除) 第10号
・ 大動脈バルーンパンピング法 (IABP法)	(大) 第21号
・ 補助人工心臓	(補心) 第1号
・ 体外衝撃波胆石破碎術	(胆) 第2号
・ 体外衝撃波腎、尿管結石破碎術	(腎) 第5号

医科点数表第2章第10部手術の通則の5 (歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。) 及び6に掲げる手術の実施件数

(通手) 第4号 (医科)

(通手) 第58号 (歯科)

(実施期間：平成22年1月～平成22年12月)

1. 区分1に分類される手術

ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	34件
イ 黄斑下手術等	1件
ウ 鼓室形成手術等	2件
エ 肺悪性腫瘍手術等	11件
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件

2. 区分2に分類される手術

ア 靭帯断裂形成手術等	4件
イ 水頭症手術等	27件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	2件
エ 尿道形成手術等	29件
オ 角膜移植術	0件
カ 肝切除術等	5件
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	14件

3. 区分3に分類される手術

ア 上顎骨形成術等	3件
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	26件
ウ バセドウ甲状腺全摘 (亜全摘) 術 (両葉)	0件
エ 母子化手術等	0件
オ 内反足手術等	0件
カ 食道切除再建術等	5件
キ 同種腎移植術等	0件

4. 人工関節置換術	1 1 7 件
5. 乳児外科施設基準対象手術	1 2 件
6. ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術	4 0 件
7. 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。） 及び体外循環を要する手術	1 6 8 件
8. 経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	6 1 件

I-3 厚生労働省等指定・許可関係

- 臨床研修指定病院（旧制度） 平成 2 年 7 月 13 日
- 臨床研修指定病院（新制度） 平成 15 年 10 月 30 日
- 外国人医師又は外国人歯科医師臨床修練指定病院 昭和 63 年 3 月 29 日
- エイズ治療拠点病院 平成 6 年 5 月 23 日
- 母体保護法指定研修医研修指定病院
- 第一種感染症指定病院 平成 12 年 4 月 27 日
- 第二種感染症指定病院 平成 11 年 4 月 1 日
- 熊本県総合周産期母子医療センター 平成 16 年 3 月 25 日
- 地域がん診療拠点病院 平成 17 年 1 月 17 日
（平成 18 年 4 月 1 日から地域がん診療連携拠点病院に名称変更）
平成 20 年 2 月 8 日更新
- (財)日本医療機能評価機構 認定(一般病院) 平成 15 年 12 月 15 日
平成 20 年 12 月 15 日更新

I-4 学会による認定施設

● 日本内科学会	認定医制度教育病院
● 日本呼吸器学会	認定施設
● 日本呼吸器内視鏡学会	認定施設
● 日本消化器内視鏡学会	専門医指導施設
● 日本消化器病学会	認定施設（専門医）
● 日本循環器学会	専門医指定研修施設
● 日本神経学会	教育関連施設
● 日本血液学会	研修施設（認定医）
● 日本腎臓学会	研修施設
● 日本透析医学会	認定医教育関連施設（熊本大学医学部附属病院）
● 日本小児科学会	研修施設（専門医）
● 日本周産期・新生児医学会	専門医基幹研修施設（部署：新生児医療センター）
● 日本外科学会	認定医制度修練施設
● 日本外科学会	専門医制度修練施設
● 呼吸器外科専門医合同委員会	関連施設
● 日本胸部外科学会	指定施設（認定医）
● 日本乳癌学会	認定施設（認定医・専門医）
● 日本消化器科外科学会	専門医修練施設
● 日本小児外科学会	認定施設
● 日本小児循環器学会	専門医修練施設
● 日本大腸肛門病学会	専門医修練施設
● 日本産科婦人科学会	専門医制度卒後研修指導施設
● 日本婦人科腫瘍学会	専門医制度指定修練施設
● 日本整形外科学会	専門医制度研修施設
● 日本リウマチ学会	教育施設
● 日本リハビリテーション医学会	研修施設
● 日本耳鼻咽喉科学会	専門医研修施設
● 日本泌尿器科学会	専門医教育施設
● 日本皮膚科学会	認定専門医研修施設
● 日本形成外科学会	認定医制度研修施設
● 日本眼科学会	専門医制度研修施設
● 日本脳神経外科学会	専門医認定制度指定訓練施設
● 心臓血管外科専門医認定機構	基幹施設
● 日本医学放射線学会	専門医修練機関
● 日本麻酔科学会	認定病院
● 日本ペインクリニック学会	指定研修施設
● 日本集中治療医学会	専門医研修施設
● 日本病理学会	認定病院B
● 日本臨床腫瘍学会	研修施設
● 日本臨床細胞学会	認定施設
● 日本医療薬学会	認定薬剤師制度による研修施設
● 日本薬剤師研修センター	研修生受入施設（厚生労働省薬剤師実務研修事業）
● 日本病院会	指定優良二日ドック施設
● 熊本県がん検診従事者（機関）認定協議会	前立腺がん・肺がん・子宮がん・乳がん・大腸がん 胃がん精密検査機関
● 日本病院薬剤師会	がん専門薬剤師研修施設
● 日本感染症学会	研修施設

- 日本病態栄養学会 栄養管理・NST実施施設
- 日本静脈経腸栄養学会 実地修練認定教育施設
- 日本がん治療認定医機構 認定研修施設
- 日本栄養療法推進協議会 NST稼働施設認定
- 放射線科専門医修練機関認定 修練機関認定

I-5 配置図

平成22年4月

	北館	南館	新館
	塔屋	塔屋	
8 F	機械室	南 8 階病棟 外科	塔屋
7 F	北 7 階病棟 人間ドック	南 7 階病棟 外科、泌尿器科 麻酔科、整形外科	機械室
6 F	北 6 階病棟 総合内科、腎臓科 循環器センター (循環器科、心臓血管外科)	南 6 階病棟 整形外科、脳神経外科	新館 6 階 院長、副院長室 事務局
5 F	北 5 階病棟 呼吸器科 頭・脳卒中センター (神経内科、脳神経外科)	南 5 階病棟 顎・顔面外傷センター (耳鼻いんこう科 眼科、歯科)	新館 5 階 医局、研究室 図書室
4 F	北 4 階病棟 消化器科、代謝内科 リウマチ科	南 4 階病棟 皮膚科、婦人科 小児科、小児外科 小児循環器センター (小児循環器科、小児心臓外科)	新館 4 階 会議室 医療情報室
3 F	北 3 階病棟 総合周産期母子医療センター 新生児科 (NICU、GCU)	南 3 階病棟 総合周産期母子医療センター 産婦人科 (MFICU)	新館 3 階 診療録管理室 栄養相談室
2 F	北 2 階病棟 救急センター	集中治療部 (ICU)	外来 (麻酔、女性専門、緩和ケア、産婦人、 外、小児外、呼吸器外、乳腺内分泌外、 耳鼻いんこう、臨床病理、相談室) 中央検査部、中央手術部、中央材料室、 血液浄化センター、ME機器センター、 地域連携室、医療相談室、中央処置室
1 F	外来 (内、神経内、呼吸器、消化器、代謝内、血液・腫瘍内、腎臓、感染症、 小児、小児循環器、循環器、小児心臓外、心臓血管外、整形外、リウマチ、 脳神経外、皮膚、泌尿器、眼、放射線、歯) 救急診療部、薬剤部、中央放射線部、生理機能検査室、内視鏡センター、中央採血室、 外来化学療法センター、リハビリテーション室、栄養管理室、医事課、総合案内、時間外受付、 サービス部門 (食堂、売店、理美容室)		
B F	中央放射線部 (治療)、MRI 検査室、RI 検査室、 サブライセンター、中央監視室、薬剤検収室、サービス部門 (リネン室)		

I-6 沿革

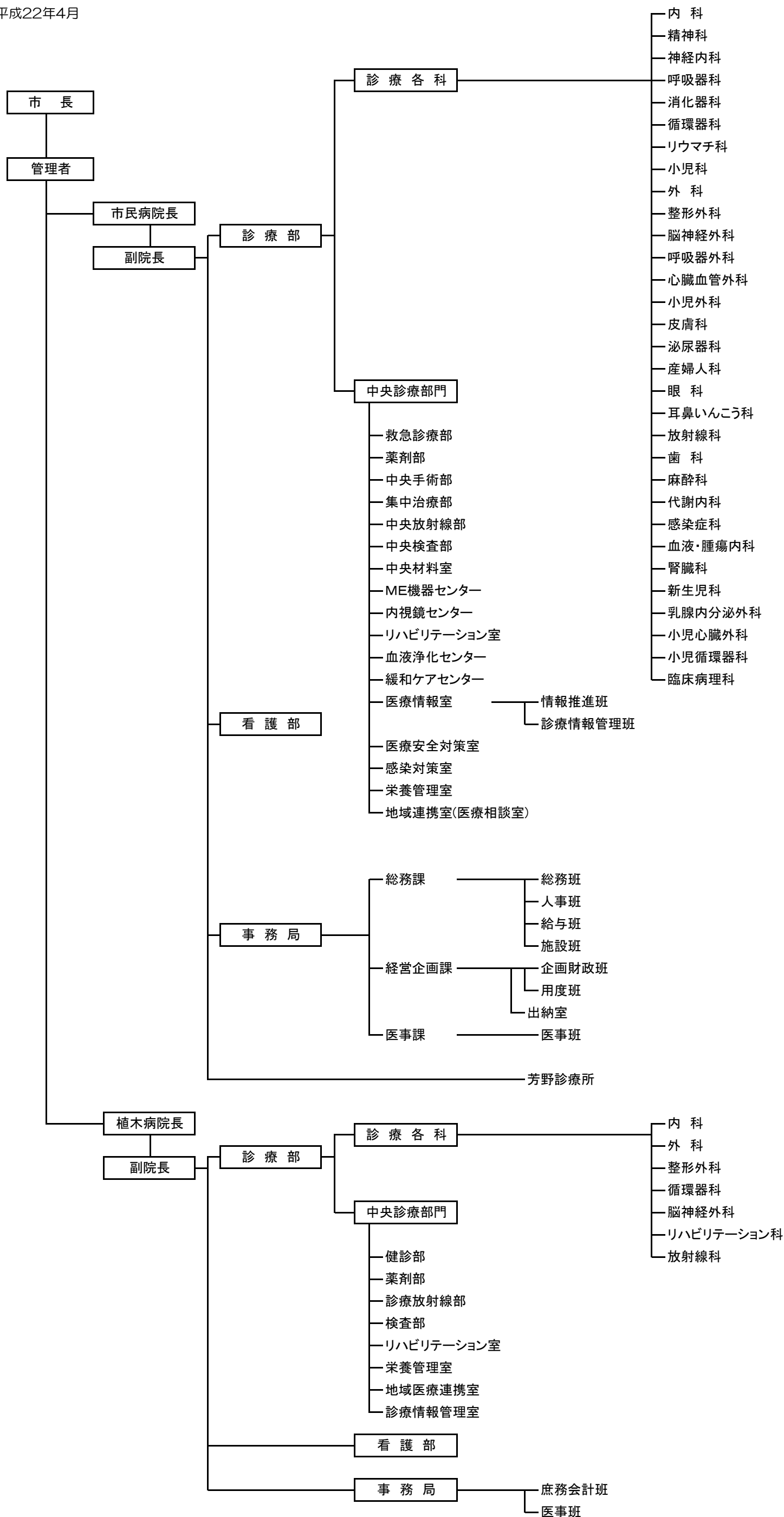
年月日	事 項
昭和 21.02.01	熊本市立民生病院として開設、病床数 76 床、診療科目（内科・小児科・外科・皮膚科・耳鼻科咽喉科・歯科・産婦人科・眼科・レントゲン科）
24.05.10	市立熊本市民病院に名称変更
25.02.01	96 床（一般 57、結核 39）となる
26.09.07	141 床で許可を受ける
26.10.23	結核医療機関の指定を受ける
28.10.01	労災保険指定病院の指定を受ける
30.07.01	呉服町診療所を開設
30.08.13	153 床（一般 83、結核 70）となる
31.12.28	管理診療棟竣工、総病床数 203 床（一般 83、結核 120）となる
32.02.15	203 床（一般 83、結核 120）となる
32.12.02	第三病棟新築により、268 床（一般 105、結核 163）となる
33.09.01	総合病院市立熊本市民病院の名称変更、承認を受ける
33.09.08	改築工事により 290 床（一般 105、結核 185）となる
35.08.03	未熟児養育医療機関指定病院となる
36.08.01	整形外科を設置、診療科目 11 科となる
39.04.01	地方公営企業法の一部改正により財務規定の適用を受ける
42.04.09	診療報酬乙表採用（甲表から乙表に）
42.06.01	日本病院会短期人間ドック実施病院に指定される
43.02.15	泌尿器科を設置、診療科目 12 科となる
43.03.31	呉服町診療所を廃止
43.03.31	結核病床を廃止、一般病床 246 床となる
46.01.01	麻酔科を設置、診療科目 13 科となる
47.02.28	市民病院財政再建委員会発足
50.09.16	病院増改築工事に伴い病床数 300 床で許可受ける
51.12.28	病院増改築工事着工（第 1 期工事）
54.02.28	新病院完成（鉄骨、鉄筋コンクリート地下 1 階、地上 8 階）
54.05.01	肛門科を設置、診療科目 14 科となる
55.04.01	新生児用救急車の運行を開始する
55.07.10	市民病院第二期工事研究会発足
56.01.19	第二期工事に伴い病床数を一般病床 500 床、伝染病床 40 床で許可受ける
56.10.01	形成外科を設置、診療科目 15 科となる
57.02.01	第二期工事着工
59.03.31	第二期工事新館完成（鉄骨、鉄筋コンクリート地下 1 階、地上 8 階）
59.04.01	診療報酬甲表採用（乙表から甲表に）
59.04.02	神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児外科、呼吸器外科を設置、診療科目 21 科となる
59.04.18	第二期工事完成に伴い、診療科目 21 科となる
60.07.01	精神科を設置、診療科目 22 科となる
60.11.22	新生児医療センター40 増床に伴い、80 床となる（一般病床 540 伝染病床 40 床）

61.03.07	臨床研修病院指定
62.04.01	救急病院告示
63.03.29	臨床修練病院指定（外国人医師に対する）
平成 01.02.21	投薬実施基準の承認
01.03.29	脳神経外科を設置、診療科目 23 科となる（施行日 平成 2.6.1）
04.02.01	電磁波温熱療法施設基準の承認
04.04.01	熊本市立芳野診療所を市民病院に所管替えし、市民病院附属芳野診療所として開設
05.04.01	腎臓科、血液免疫内科を設置
05.06.01	小児心臓外科、心臓血管外科を設置、診療科目 24 科となる
05.09.01	エイズ相談室、診療室を設置
06.05.23	エイズ治療拠点病院選定
06.09.01	小児循環器科、脳卒中診療科を設置
07.02.15	第 2 駐車場完成（90 台収容）
07.08.25	職員住宅竣工（48 室）
07.11.13	集中治療部（ICU室）完成
08.02.01	熊本市立熊本市市民病院開設 50 周年
09.01.01	リウマチ科を設置、診療科目 25 科となる
09.01.01	理学診療科をリハビリテーション科へ名称変更
09.04.01	複合方式による主たる施設として臨床研修（歯科）施設の指定を受ける（従たる施設：医療法人 伊東会伊東歯科医院
10.04.01	立体駐車場完成（96 台収容）
10.07.01	土曜閉院実施 駐車場有料化開始
11.04.01	熊本市立産院を市民病院の所管とする 伝染病予防法の廃止及び感染症予防法の施行に伴い、伝染病床から感染症病床に変更 一般病床 540 床、感染症病床（第 2 種）6 床で指定を受ける
11.07.01	研究管理棟建設及び診療機能拡張工事着工 第 4 駐車場供用開始
11.08.24	県の依頼により上益城・宇城医療圏の感染症病床（第 2 種）8 床の指定を受ける一般病床 540 床、感染症病床 14 床
12.04.27	感染症病床（第 1 種）2 床の指定を受ける一般病床 540 床、感染症病床 16 床
13.03.31	研究管理棟完成（鉄骨、鉄筋コンクリート地上 7 階）
14.03.29	宇城医療圏の感染症病床（第 2 種）の整備に伴い、上益城医療圏の感染症病床（第 2 種）4 床の指定に変更 一般病床 540 床、感染症病床 12 床（第 1 種 2 床、第 2 種 10 床）
14.04.01	病院内電算システムの稼働、サプライセンターによる物流システム稼働、ボランティアの外来への配置
14.07.31	研究管理棟建設及び診療機能拡張工事竣工
14.08.01	熊本県予防接種センター開設（～20.03.31）
15.04.01	単独方式による臨床研修（歯科）施設の指定を受ける
15.08.02	ユニセフ、WHO「あかちゃんにやさしい病院」認定
15.10.30	新臨床研修制度での臨床研修病院としての指定を受ける
15.12.15	日本医療機能評価機構「一般病院」取得

16.03.25	熊本県総合周産期母子医療センター指定
16.04.01	原則、院外処方へ
16.04.05	女性専門外来開設
17.01.17	地域がん診療拠点病院指定（県内で1番目の指定）
17.03.18	第1期南館設備等改修工事竣工
18.01.01	助産制度取扱開始
18.03.17	第2期南館設備等改修工事竣工
18.04.01	熊本産院と会計が一本化される 病床数は、本院一般病床 550 床、感染症病床 12 床、熊本産院 28 床となる
18.07.01	D P Cによる診療報酬算定開始
18.12.15	第3期南館設備等改修工事竣工
19.01.01	形成外科、こう門科、リハビリテーション科及び脳卒中診療科がそれぞれ統廃合される また、血液免疫内科は血液・腫瘍内科へ、新生児センターは新生児科へ改称される 診療科目 22 科となる
19.01.04	セカンドオピニオン外来開設
19.02.16	第1期北館設備等改修工事竣工
20.01.01	敷地内禁煙開始
20.01.10	禁煙外来（保険診療）開始
20.02.01	給食調理業務の一部委託開始
20.02.08	地域がん診療連携拠点病院指定更新
20.12.15	日本医療機能評価機構「一般病院」更新
21.01.15	第5駐車場（障がい者及びハートフルバス専用）供用開始
21.04.01	地方公営企業法全部適用となる
21.10.01	緩和ケア外来開始
21.11.01	医療クレーク（医師事務作業補助者）配置開始
21.12.25	院内保育所（ことことランド）開設
21.12.30	熊本産院が閉院（H21.12.31 廃止）
22.02.01	NICU 3床増床し 18 床となる
22.02.01	助産師外来開設
22.03.23	鹿本郡植木町との合併により植木病院を熊本市病院事業の所管とする
22.11.01	ハイケアユニット病床（12床）導入
23.03.28	新生児用救急車買い換え（熊本県地域医療再生計画）

組織図

平成22年4月



I-8 職員数

(熊本市民病院・芳野診療所)

平成23年3月31日現在

職員 621
研修・専修医 28

医師	88
内科	20
内科	0
神経内科	3
呼吸器科	3
消化器科	4
循環器科	3
血液・腫瘍内科	3
腎臓科	1
代謝内科	1
感染症科	2
精神科	1
小児科	3
小児循環器科	3
新生児科	5
外科	5
乳腺内分泌外科	3
小児外科	2
小児心臓外科	3
心臓血管外科	2
整形外科	6
リウマチ科	1
脳神経外科	2
皮膚科	2
泌尿器科	2
産婦人科	7
眼科	3
耳鼻いんこう科	2
放射線科	3
歯科	1
麻酔科	6
集中治療部	1
救急診療部	1
臨床病理科	2
中央手術部	1
中央検査部	1

看護師	398
助産師	20
看護師	373
准看護師	2
診療情報管理係	2
情報推進班	1

医療技術員	78
薬剤師	16
臨床検査技師	24
診療放射線技師	17
臨床工学技士	8
視能訓練士	2
歯科衛生士	1
理学療法士	5
管理栄養士	5

事務員	34
事務局長	1
総務課	11
経営企画課	11
医事課	9
地域連携室	1
芳野診療所	1

労務員	23
調理師	12
調理業務	1
施設技士	8
運転手	1
看護助手	1

研修生	28
専修医	19
研修医	9

(植木病院)
職員 94

医師 10

看護師 61

医療技術員 14

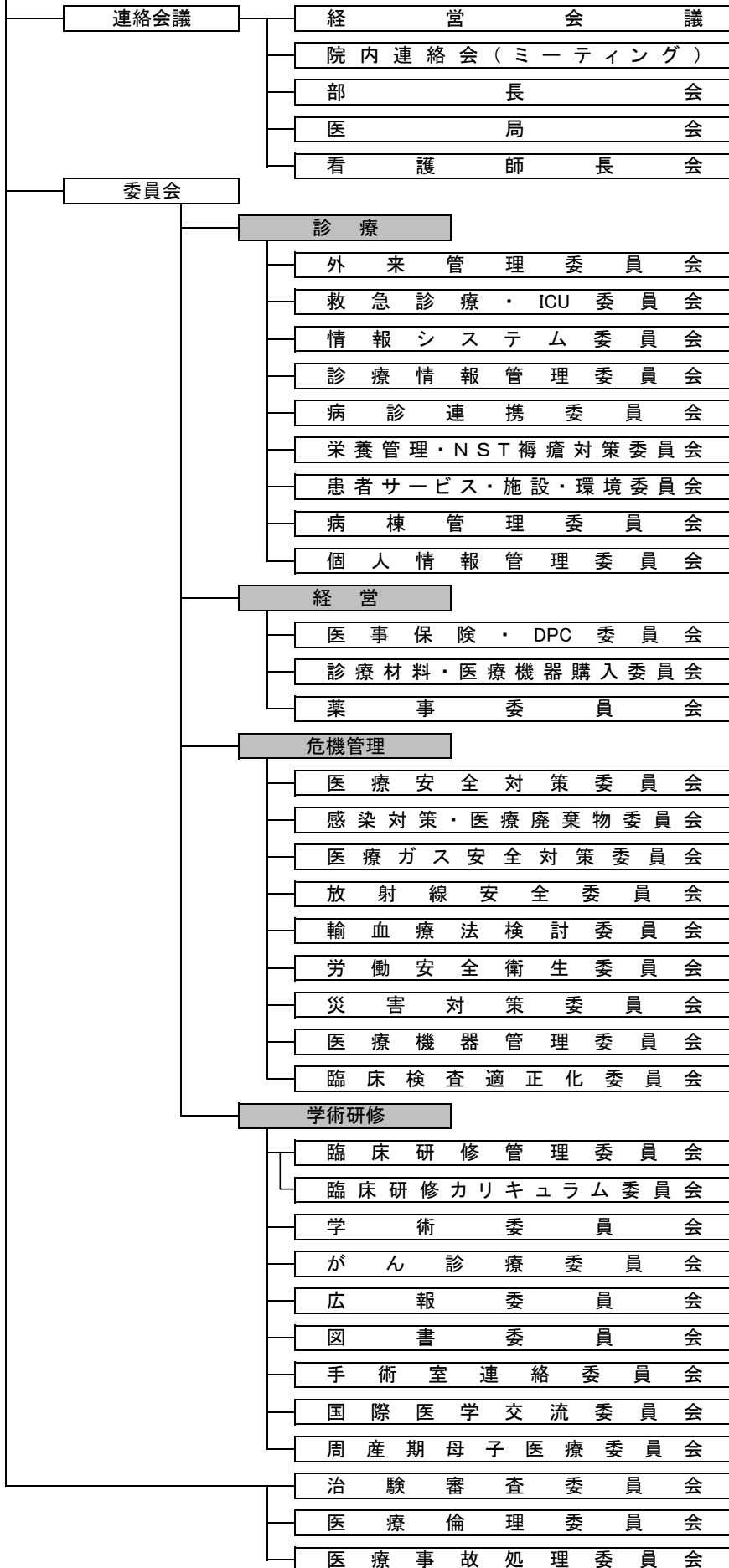
事務員 8

労務員 1

I-9 院内定例会議

平成22年5月

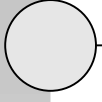
運営会議



I-10 学生・研修生等受入状況

所 属	職 種	施設数	備 考
診 療 部	大学生	20名	施設見学
	医師	4名	実習指導
看護部	中学生	4校	ナイストライ
	大学生	3校	実習指導
	看護(高看)	3校	
薬 剤 部	中学生	2校	ナイストライ
	大学生	3校	実習指導
	薬剤師(医療施設)	1件	
	専門薬剤師(医療施設)	1件	
中 央 放 射 線 部	中学生	3校	ナイストライ
	大学生	2校	実習指導
中 央 検 査 部	中学生	2校	ナイストライ
	大学生	1校	実習指導
臨 床 病 理 科	大学生	1校	実習指導
中 救 急 手 診 術 療 部	救急救命士(消防隊員)	9件	気管挿管実習指導
			薬剤投与実習指導
リハビリテーション室	中学生	3校	ナイストライ
	大学生	1校	実習指導
	理学療法士(専門)	3校	
医療情報室	高校生	1校	インターンシップ
	大学生	1校	施設見学
	情報処理(専門)	1校	
栄養管理室	大学生	4校	実習指導
	NST実施修練生(医療施設)	1校 (22名)	実習指導
事 務 局	中学生	4校	ナイストライ
	高校生	2校	インターンシップ
	大学生	1校	インターンシップ

Ⅱ 統計



Ⅱ-1 月別外来患者数

平成22年度診療日数：243日

科名	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	1日平均
内 科	内 科	5,427	4,951	5,394	5,634	5,497	5,166	5,259	5,361	4,981	4,995	4,843	5,240	62,748	258.2
	代 謝 内 科	364	428	325	431	399	421	420	432	508	622	461	445	5,256	21.6
	血 液 腫 瘍 内 科	695	580	592	582	619	652	608	657	652	592	520	606	7,355	30.3
	腎 臓 内 科	328	292	342	398	344	355	333	330	285	308	297	357	3,969	16.3
	感 染 症 科	329	330	394	392	390	402	399	377	390	384	383	429	4,599	18.9
	神 経 内 科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	呼 吸 器 科	799	669	798	794	818	842	668	632	592	578	611	697	8,498	35.0
	呼 吸 器 科	1,023	1,004	980	1,138	1,045	977	1,099	1,074	912	986	966	1,001	12,205	50.2
	消 化 器 科	1,041	877	1,035	1,074	995	921	1,077	1,054	974	892	995	1,035	11,970	49.3
循 環 器 科	848	771	928	825	887	596	655	805	668	633	610	670	8,896	36.6	
小 児 科	小 児 科	1,019	940	1,168	1,105	1,259	1,006	1,054	1,009	1,024	1,044	983	1,245	12,856	52.9
	小 児 科	642	596	662	664	738	658	629	645	690	695	631	801	8,051	33.1
	小 児 循 環 器 科	377	344	506	441	521	348	425	364	334	349	352	444	4,805	19.8
外 科	外 科	2,166	2,008	2,124	2,208	2,273	2,258	2,234	2,225	2,140	1,915	1,854	2,152	25,557	105.2
	外 科	696	671	778	790	797	770	720	721	698	607	611	710	8,569	35.3
	乳 腺 内 分 泌 外 科	1,221	1,124	1,117	1,167	1,203	1,204	1,206	1,266	1,203	1,078	1,038	1,186	14,013	57.7
	呼 吸 器 外 科	9	6	4	0	1	4	0	0	1	1	1	3	30	0.1
小 児 外 科	240	207	225	251	272	280	308	238	238	229	204	253	2,945	12.1	
整 形 外 科	1,493	1,367	1,613	1,569	1,421	1,391	1,423	1,351	1,319	1,180	1,299	1,367	16,793	69.1	
リウマチ科	203	186	210	197	213	189	213	190	195	187	184	220	2,387	9.8	
皮 膚 科	2,211	2,163	2,342	2,658	2,550	2,350	2,207	2,121	2,019	1,981	2,010	2,325	26,937	110.9	
ひ 尿 器 科	699	622	749	805	750	819	742	776	728	706	678	830	8,904	36.6	
眼 科	1,376	1,209	1,393	1,250	1,487	1,316	1,378	1,280	1,297	1,205	1,365	1,387	15,943	65.6	
耳 鼻 い ん こ う 科	818	657	781	665	841	788	810	773	746	741	767	917	9,304	38.3	
産 婦 人 科	1,785	1,678	1,962	1,919	1,911	1,851	1,638	1,772	1,688	1,636	1,554	1,900	21,294	87.6	
歯 科	1,073	940	1,056	963	1,045	854	939	981	1,016	841	973	1,038	11,719	48.2	
放 射 線 科	621	548	755	648	690	560	579	792	632	536	629	585	7,575	31.2	
麻 酔 科	401	350	304	372	344	360	349	310	317	325	296	352	4,080	16.8	
精 神 科	715	612	718	693	793	766	756	760	753	709	689	841	8,805	36.2	
脳 神 経 外 科	244	235	290	307	289	294	255	279	281	257	255	334	3,320	13.7	
小 児 心 臓 外 科	8	6	21	25	40	14	9	10	12	2	14	8	169	0.7	
心 臓 血 管 外 科	52	41	43	45	42	61	53	56	38	43	38	58	570	2.3	
合 計		20,311	18,513	20,923	21,063	21,445	20,043	19,898	20,046	19,186	18,303	18,431	20,799	238,961	983.4

Ⅱ-2 科別地域別外来患者数

科名	月	総計	熊本市	市外	県外	市内割合	市外割合	県外割合
内	科	62,748	44,100	17,919	729	70.3%	28.6%	1.2%
内	科	5,256	3,694	1,450	112	70.3%	27.6%	2.1%
代 謝	内 科	7,355	5,235	2,036	84	71.2%	27.7%	1.1%
血 液 腫 瘍	内 科	3,969	2,389	1,536	44	60.2%	38.7%	1.1%
腎 臓	内 科	4,599	3,351	1,213	35	72.8%	26.4%	0.8%
感 染 症	科	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
神 経	内 科	8,498	5,906	2,468	124	69.5%	29.0%	1.5%
呼 吸 器	科	12,205	8,424	3,655	126	68.9%	30.0%	1.1%
消 化 器	科	11,970	8,494	3,361	115	71.0%	28.1%	0.9%
循 環 器	科	8,896	6,607	2,200	89	74.3%	24.7%	1.0%
小 児	科	12,856	7,070	5,126	660	55.0%	39.9%	5.1%
小 児	科	5,833	3,582	2,089	162	61.4%	35.8%	2.8%
小 児 循 環 器	科	4,805	2,375	2,027	403	49.4%	42.2%	8.4%
新 生 児	科	2,218	1,113	1,010	95	50.2%	45.5%	4.3%
外	科	25,557	14,784	10,272	501	57.8%	40.2%	2.0%
外	科	8,569	6,034	2,420	115	70.4%	28.2%	1.4%
乳 腺 内 分 泌 外 科		14,013	7,238	6,487	288	51.6%	46.3%	2.1%
呼 吸 器 外 科		30	21	9	0	70.0%	30.0%	0.0%
小 児 外 科		2,945	1,491	1,356	98	50.6%	46.1%	3.3%
精 神	科	8,805	6,006	2,651	148	68.2%	30.1%	1.7%
整 形 外 科		16,793	12,453	4,140	200	74.2%	24.6%	1.2%
リ ウ マ 子 科		2,387	1,599	738	50	67.0%	30.9%	2.1%
皮 膚	科	26,937	17,768	8,839	330	66.0%	32.8%	1.2%
ひ 尿 器	科	8,904	5,819	3,027	58	65.3%	34.0%	0.7%
眼	科	15,943	10,954	4,744	245	68.7%	29.8%	1.5%
耳 鼻 い ん こ う 科		9,304	6,311	2,838	155	67.8%	30.5%	1.7%
産 婦 人 科		21,294	12,293	7,971	1,030	57.7%	37.4%	4.9%
歯	科	11,719	8,330	3,233	156	71.1%	27.6%	1.3%
放 射 線	科	7,575	4,655	2,839	81	61.4%	37.5%	1.1%
麻 酔	科	4,080	3,408	657	15	83.5%	16.1%	0.4%
脳 神 経 外 科		3,320	2,147	1,077	96	64.7%	32.4%	2.9%
小 児 心 臓 外 科		169	91	60	18	53.8%	35.5%	10.7%
心 臓 血 管 外 科		570	425	140	5	74.6%	24.5%	0.9%
合 計		238,961	158,213	76,271	4,477	66.2%	31.9%	1.9%

Ⅱ-2' 地区別新患者数

地域・県名		人数	割合
熊本県	熊本市	6,220	57.50%
	荒尾市	48	0.44%
	玉名市	156	1.44%
	山鹿市	107	0.99%
	菊池市	191	1.77%
	宇土市	354	3.27%
	八代市	157	1.45%
	水俣市	20	0.18%
	人吉市	42	0.39%
	上天草市	151	1.40%
	宇城市	382	3.53%
	阿蘇市	121	1.12%
	合志市	232	2.14%
	天草市	158	1.46%
	玉名郡玉東町	17	0.16%
	玉名郡和水町	18	0.17%
	玉名郡南関町	3	0.03%
	玉名郡長洲町	20	0.18%
	菊池郡大津町	155	1.43%
	菊池郡菊陽町	188	1.74%
	阿蘇郡南小国町	13	0.12%
	阿蘇郡小国町	15	0.14%
	阿蘇郡産山村	12	0.11%
	阿蘇郡高森町	31	0.29%
	阿蘇郡西原村	70	0.65%
	阿蘇郡南阿蘇村	65	0.60%
	上益城郡御船町	215	1.99%
	上益城郡嘉島町	99	0.92%
	上益城郡益城町	463	4.28%
	上益城郡甲佐町	114	1.05%
	上益城郡山都町	131	1.21%
	下益城郡美里町	84	0.78%
	八代郡氷川町	34	0.31%
	葦北郡芦北町	18	0.17%
	葦北郡津奈木町	3	0.03%
	球磨郡錦町	12	0.11%
	球磨郡多良木町	18	0.17%
	球磨郡相良村	6	0.06%
	球磨郡山江村	4	0.04%
	球磨郡球磨村	4	0.04%
	球磨郡あさぎり町	21	0.19%
	球磨郡五木村	1	0.01%
	球磨郡水上村	6	0.06%
球磨郡湯前町	5	0.05%	
天草郡苓北町	7	0.06%	
県内合計（熊本市を除く）		3,971	36.71%

地域・県名		人数	割合
九州	福岡県	128	1.18%
	佐賀県	13	0.12%
	長崎県	32	0.30%
	大分県	21	0.19%
	宮崎県	132	1.22%
	鹿児島県	55	0.51%
	沖縄県	7	0.06%
九州合計（熊本県を除く）		388	3.59%
全国	北海道	1	0.01%
	東北	6	0.06%
	北陸	1	0.01%
	関東・甲信越	108	1.00%
	東海	42	0.39%
	近畿	50	0.46%
	中国	24	0.22%
	四国	7	0.06%
合計		10,818	

Ⅱ-3 年度別外来患者数

科名	年度	平成18年度(診療日数:245日)			平成19年度(診療日数:245日)			平成20年度(診療日数:243日)			平成21年度(診療日数:242日)			平成22年度(診療日数:243日)		
		総数 (人)	1日平均 (人)	前年度比 (%)	総数 (人)	1日平均 (人)	前年度比 (%)	総数 (人)	1日平均 (人)	前年度比 (%)	総数 (人)	1日平均 (人)	前年度比 (%)	総数 (人)	1日平均 (人)	前年度比 (%)
内 科		67,846	275.8	100.8	67,062	273.7	98.8	66,894	275.3	99.7	69,150	285.7	103.4	62,748	258.2	90.7
内 科		6,274	25.5	106.1	6,374	26.0	101.6	5,159	21.2	80.9	6,210	25.7	120.4	5,256	21.6	84.6
代 謝 内 科		11,027	44.8	99.8	11,454	46.8	103.9	11,370	46.8	99.3	11,369	47.0	100.0	7,355	30.3	64.7
血 液 腫 瘍 内 科		3,335	13.6	106.0	3,612	14.7	108.3	3,660	15.1	101.3	3,893	16.1	106.4	3,969	16.3	102.0
腎 臓 内 科		6,793	27.6	109.1	7,186	29.3	105.8	7,625	31.4	106.1	5,599	23.1	73.4	4,599	18.9	82.1
感 染 症 科		4	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	1	0.0	-	0	0.0	-
神 経 内 科		4,521	18.4	89.3	5,413	22.1	119.7	6,046	24.9	111.7	8,181	33.8	135.3	8,498	35.0	103.9
脳 卒 中 診 療 科		1,540	6.3	85.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
呼 吸 器 科		11,636	47.3	103.3	11,704	47.8	100.6	12,183	50.1	104.1	12,854	53.1	105.5	12,205	50.2	95.0
消 化 器 科		13,063	53.1	102.4	12,428	50.7	95.1	11,917	49.0	95.9	11,619	48.0	97.5	11,970	49.3	103.0
循 環 器 科		9,653	39.2	96.0	8,891	36.3	92.1	8,934	36.8	100.5	9,424	38.9	105.5	8,896	36.6	94.4
小 児 科		16,779	68.2	95.1	15,277	62.4	91.0	13,525	55.7	88.5	12,494	51.6	92.4	12,856	52.9	102.9
小 児 科		13,312	54.1	92.3	11,631	47.5	87.4	9,532	39.2	82.0	8,209	33.9	86.1	8,051	33.1	98.1
小 児 循 環 器 科		3,467	14.1	107.7	3,646	14.9	105.2	3,993	16.4	109.5	4,285	17.7	107.3	4,805	19.8	112.1
外 科		23,346	94.9	112.6	26,047	106.3	111.6	25,895	106.6	99.4	25,820	106.7	99.7	25,557	105.2	99.0
外 科		20,724	84.2	114.5	10,481	42.8	50.6	9,036	37.2	86.2	8,607	35.6	95.3	8,569	35.3	99.6
乳 腺 内 分 泌 外 科		-	-	-	12,648	51.6	-	14,087	58.0	111.4	14,690	60.7	104.3	14,013	57.7	95.4
呼 吸 器 外 科		279	1.1	64.3	225	0.9	80.6	113	0.5	50.2	72	0.3	63.7	30	0.1	41.7
小 児 外 科		2,343	9.5	106.8	2,693	11.0	114.9	2,659	10.9	98.7	2,451	10.1	92.2	2,945	12.1	120.2
整 形 外 科		15,614	63.5	111.5	18,851	76.9	120.7	18,272	75.2	96.9	17,603	72.7	96.3	16,793	69.1	95.4
リウマチ科		2,289	9.3	39.8	2,608	10.6	113.9	2,602	10.7	99.8	2,415	10.0	92.8	2,387	9.8	98.8
皮 膚 科		25,536	103.8	102.3	21,051	85.9	82.4	25,686	105.7	122.0	26,323	108.8	102.5	26,937	110.9	102.3
ひ 尿 器 科		8,405	34.2	101.1	8,297	33.9	98.7	7,856	32.3	94.7	8,662	35.8	110.3	8,904	36.6	102.8
眼 科		15,799	64.2	101.6	15,588	63.6	98.7	15,242	62.7	97.8	15,801	65.3	103.7	15,943	65.6	100.9
耳 鼻 い ん こ う 科		11,952	48.6	97.5	10,693	43.6	89.5	10,075	41.5	94.2	9,834	40.6	97.6	9,304	38.3	94.6
産 婦 人 科		19,118	77.7	97.0	21,669	88.4	113.3	20,421	84.0	94.2	20,414	84.4	100.0	21,294	87.6	104.3
歯 科		11,623	47.2	85.7	12,198	49.8	104.9	12,248	50.4	100.4	12,973	53.6	105.9	11,719	48.2	90.3
リハビリテーション科		4,512	18.3	70.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放 射 線 科		8,283	33.7	112.1	7,908	32.3	95.5	7,507	30.9	94.9	8,016	33.1	106.8	7,575	31.2	94.5
麻 酔 科		3,449	14.0	106.6	3,029	12.4	87.8	3,347	13.8	110.5	3,818	15.8	114.1	4,080	16.8	106.9
こ う 門 科		3,677	14.9	78.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
精 神 科		10,506	42.7	100.4	9,371	38.2	89.2	8,279	34.1	88.3	8,272	34.2	99.9	8,805	36.2	106.4
脳 神 経 外 科		3,141	12.8	110.6	3,212	13.1	102.3	3,149	13.0	98.0	3,084	12.7	97.9	3,320	13.7	107.7
小 児 心 臓 外 科		102	0.4	99.0	115	0.5	112.7	135	0.6	117.4	103	0.4	76.3	169	0.7	164.1
心 臓 血 管 外 科		389	1.6	97.7	425	1.7	109.3	387	1.6	91.1	385	1.6	99.5	570	2.3	148.1
合 計		252,366	1,040.6	98.9	243,401	993.5	96.4	241,520	993.9	99.2	245,167	1,013.1	101.5	238,961	983.4	97.5

Ⅱ-4 月別入院患者数

平成22年度診療日数：365日

科名	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	1日平均
内科		4,998	4,797	4,440	4,773	4,401	4,581	4,858	4,626	4,660	4,953	4,131	4,496	55,714	152.6
内科		2	5	4	5	8	6	0	8	5	8	4	9	64	0.2
代謝内科		0	0	0	8	29	24	33	20	63	89	48	61	375	1.0
血液腫瘍内科		607	613	437	555	670	687	724	585	585	635	521	668	7,287	20.0
腎臓内科		303	313	349	317	269	298	246	340	279	239	257	271	3,481	9.5
感染症科		10	17	30	43	24	13	0	0	3	0	0	16	156	0.4
神経内科		808	601	615	689	492	631	727	590	566	718	594	603	7,634	20.9
呼吸器科		1,553	1,364	1,153	1,456	1,135	1,300	1,178	1,349	1,227	1,480	1,162	1,194	15,551	42.6
消化器科		1,091	1,272	1,159	1,162	1,209	1,135	1,228	1,080	1,109	954	892	972	13,263	36.3
循環器科		624	612	693	538	565	487	722	654	823	830	653	702	7,903	21.7
小児科		1,587	1,800	1,470	1,493	1,677	1,541	1,715	1,560	1,652	1,453	1,460	1,517	18,925	51.8
小児科		261	349	241	210	190	122	194	164	308	232	175	233	2,679	7.3
小児循環器科		422	445	422	310	460	373	414	341	384	326	315	397	4,609	12.6
新生児科		904	1,006	807	973	1,027	1,046	1,107	1,055	960	895	970	887	11,637	31.9
外科		1,833	2,095	1,792	2,261	2,310	2,226	2,241	2,211	1,790	2,037	1,968	1,943	24,707	67.7
外科		711	1,054	832	960	1,083	998	1,067	1,023	780	954	1,029	985	11,476	31.4
乳腺内分泌外科		937	942	819	1,120	1,012	1,039	960	1,028	806	950	833	829	11,275	30.9
呼吸器外科		43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0.1
小児外科		142	99	141	181	215	189	214	160	204	133	106	129	1,913	5.2
整形外科		1,544	1,696	1,827	1,685	1,593	1,866	1,683	1,491	1,456	1,526	1,607	1,720	19,694	54.0
リウマチ科		65	61	65	72	54	91	97	105	86	104	95	84	979	2.7
皮膚科		353	350	419	436	458	381	467	423	357	370	352	398	4,764	13.1
泌尿器科		322	339	499	679	655	554	643	566	562	431	512	482	6,244	17.1
眼科		211	197	243	248	271	187	351	281	212	201	269	311	2,982	8.2
耳鼻いんこう科		335	311	241	238	378	286	364	448	375	361	473	469	4,279	11.7
産婦人科		882	1,030	1,077	1,277	1,313	1,297	1,183	1,048	1,013	1,143	1,173	1,206	13,642	37.4
歯科		0	2	28	1	5	21	2	21	2	0	2	3	87	0.2
放射線科		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
麻酔科		42	13	8	43	9	0	2	0	0	18	45	22	202	0.6
脳神経外科		242	347	346	336	298	330	336	332	331	340	413	321	3,972	10.9
小児心臓外科		148	112	159	206	167	113	126	159	113	121	79	136	1,639	4.5
心臓血管外科		145	91	115	189	184	98	186	181	185	118	169	242	1,903	5.2
合計		12,707	13,241	12,729	13,937	13,773	13,572	14,254	13,452	12,794	13,176	12,748	13,350	159,733	437.6

II-5 科別地域別入院患者数

科名	月	総計	熊本市	市外	県外	市内割合	市外割合	県外割合
内	科	3,336	2,206	1,083	47	66.1%	32.5%	1.4%
	内 科	27	22	5	0	81.5%	18.5%	0.0%
	代謝内科	20	9	10	1	45.0%	50.0%	5.0%
	血液腫瘍内科	232	123	107	2	53.0%	46.1%	0.9%
	腎臓内科	176	118	55	3	67.0%	31.3%	1.7%
	感染症科	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
	神経内科	559	386	170	3	69.1%	30.4%	0.5%
	呼吸器科	762	500	239	23	65.6%	31.4%	3.0%
	消化器科	1,080	714	353	13	66.1%	32.7%	1.2%
	循環器科	480	334	144	2	69.6%	30.0%	0.4%
小	児 科	935	457	389	89	48.9%	41.6%	9.5%
	小児科	341	203	131	7	59.5%	38.4%	2.1%
	小児循環器科	333	133	142	58	39.9%	42.6%	17.4%
	新生児科	261	121	116	24	46.4%	44.4%	9.2%
外	科	2,246	1,226	980	40	54.6%	43.6%	1.8%
	外 科	898	589	297	12	65.6%	33.1%	1.3%
	乳腺内分泌外科	1,001	469	524	8	46.9%	52.3%	0.8%
	呼吸器外科	9	7	2	0	77.8%	22.2%	0.0%
	小児外科	338	161	157	20	47.6%	46.4%	5.9%
	整形外科	922	614	297	11	66.6%	32.2%	1.2%
	リウマチ科	53	34	19	0	64.2%	35.8%	0.0%
	皮膚科	277	153	119	5	55.2%	43.0%	1.8%
	泌尿器科	429	254	166	9	59.2%	38.7%	2.1%
	眼科	432	231	191	10	53.5%	44.2%	2.3%
	耳鼻いんこう科	492	293	189	10	59.6%	38.4%	2.0%
	産婦人科	1,134	580	464	90	51.1%	40.9%	7.9%
	歯科	22	12	9	1	54.5%	40.9%	4.5%
	放射線科	0				0.0%	0.0%	0.0%
	麻酔科	2	0	2	0	0.0%	100.0%	0.0%
	脳神経外科	255	168	80	7	65.9%	31.4%	2.7%
	小児心臓外科	160	66	64	30	41.3%	40.0%	18.8%
	心臓血管外科	64	37	26	1	57.8%	40.6%	1.6%
	合計	10,759	6,331	4,078	350	58.8%	37.9%	3.3%

Ⅱ-6 年度別入院患者数

科名	平成18年度(診療日数:365日)			平成19年度(診療日数:366日)			平成20年度(診療日数:365日)			平成21年度(診療日数:365日)			平成22年度(診療日数:365日)		
	総数 (人)	1日平均 (人)	前年度比 (%)	総数 (人)	1日平均 (人)	前年度比 (%)	総数 (人)	1日平均 (人)	前年度比 (%)	総数 (人)	1日平均 (人)	前年度比 (%)	総数 (人)	1日平均 (人)	前年度比 (%)
内科	57,571	157.7	98.9	52,275	142.8	90.8	55,285	151.5	105.8	58,961	161.5	106.6	55,714	152.6	94.5
内科	284	0.8	230.9	150	0.4	52.8	114	0.3	76.0	80	0.2	70.2	64	0.2	80.0
代謝内科	681	1.9	120.7	345	0.9	50.7	197	0.5	57.1	129	0.4	65.5	375	1.0	290.7
血液腫瘍内科	8,684	23.8	101.1	9,289	25.4	107.0	7,728	21.2	83.2	8,270	22.7	107.0	7,287	20.0	88.1
腎臓内科	4,029	11.0	119.2	3,671	10.0	91.1	3,936	10.8	107.2	5,566	15.2	141.4	3,481	9.5	62.5
感染症	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	149	0.4	-	156	0.4	104.7
神経内科	3,663	10.0	80.3	4,635	12.7	126.5	8,158	22.4	176.0	8,841	24.2	108.4	7,634	20.9	86.3
脳卒中診療科	1,640	4.5	90.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
呼吸器科	15,903	43.6	103.8	13,294	36.3	83.6	13,601	37.3	102.3	15,712	43.0	115.5	15,551	42.6	99.0
消化器科	14,038	38.5	98.6	12,968	35.4	92.4	13,214	36.2	101.9	12,696	34.8	96.1	13,263	36.3	104.5
循環器科	8,649	23.7	89.8	7,923	21.6	91.6	8,337	22.8	105.2	7,518	20.6	90.2	7,903	21.7	105.1
小児科	23,394	64.1	96.7	22,925	62.6	98.0	20,901	57.3	91.2	19,028	52.1	91.0	18,925	51.8	99.5
小児科	4,370	12.0	101.7	3,478	9.5	79.6	2,823	7.7	81.2	2,517	6.9	89.2	2,679	7.3	106.4
小児循環器科	4,330	11.9	115.6	5,776	15.8	133.4	5,238	14.4	90.7	5,277	14.5	100.7	4,609	12.6	87.3
新生児科	14,694	40.3	91.0	13,671	37.4	93.0	12,840	35.2	93.9	11,234	30.8	87.5	11,637	31.9	103.6
外科	25,463	69.8	96.9	28,439	77.7	111.7	23,672	64.9	83.2	26,931	73.8	113.8	24,707	67.7	91.7
外科	22,874	62.7	96.1	12,507	34.2	54.7	11,629	31.9	93.0	11,957	32.8	102.8	11,476	31.4	96.0
乳腺内分泌外科	-	-	-	13,409	36.6	-	10,142	27.8	75.6	13,050	35.8	128.7	11,275	30.9	86.4
呼吸器外科	818	2.2	116.5	558	1.5	68.2	246	0.7	44.1	98	0.3	39.8	43	0.1	43.9
小児外科	1,771	4.9	100.2	1,965	5.4	111.0	1,655	4.5	84.2	1,826	5.0	110.3	1,913	5.2	104.8
整形外科	18,600	51.0	100.2	20,512	56.0	110.3	19,384	53.1	94.5	18,846	51.6	97.2	19,694	54.0	104.5
リウマチ科	1,354	3.7	91.9	1,307	3.6	96.5	1,343	3.7	102.8	890	2.4	66.3	979	2.7	110.0
皮膚科	3,027	8.3	95.2	3,736	10.2	123.4	5,036	13.8	134.8	4,546	12.5	90.3	4,764	13.1	104.8
泌尿器科	4,385	12.0	95.0	3,353	9.2	76.5	4,144	11.4	123.6	4,590	12.6	110.8	6,244	17.1	136.0
眼科	2,709	7.4	86.7	2,821	7.7	104.1	2,762	7.6	97.9	2,867	7.9	103.8	2,982	8.2	104.0
耳鼻いんこう科	6,419	17.6	84.7	6,862	18.7	106.9	6,349	17.4	92.5	4,636	12.7	73.0	4,279	11.7	92.3
産婦人科	16,488	45.2	87.9	15,375	42.0	93.2	13,659	37.4	88.8	13,088	35.9	95.8	13,642	37.4	104.2
歯科	277	0.8	158.3	191	0.5	69.0	147	0.4	77.0	119	0.3	81.0	87	0.2	73.1
リハビリテーション科	15	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線科	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
麻酔科	7	0.0	8.3	63	0.2	900.0	79	0.2	125.4	268	0.7	339.2	202	0.6	75.4
こう門科	5,125	18.6	82.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脳神経外科	3,807	10.4	141.0	4,737	12.9	124.4	3,546	9.7	74.9	4,137	11.3	116.7	3,972	10.9	96.0
小児心臓外科	1,100	3.0	57.2	1,353	3.7	123.0	1,476	4.0	109.1	1,403	3.8	95.1	1,639	4.5	116.8
心臓血管外科	1,303	3.6	62.0	2,351	6.4	180.4	2,820	7.7	119.9	2,220	6.1	78.7	1,903	5.2	85.7
小計	171,044	473.2	95.4	166,300	454.4	97.2	160,603	440.0	96.6	162,530	445.3	101.2	159,733	437.6	98.3
※感染症科	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-
合計	171,044	-	-	166,300	-	-	160,603	-	-	162,530	-	-	159,733	-	-

※平成18年度のリハビリテーション科・こう門科については診療が4～12月の為、診療日数を275日で計算

※この感染症科とは感染症病床(第1種、第2種)に入院した患者を指す。

Ⅱ-7 月別感染症入院患者数

病名 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 (人)
ポ リ オ													0
パラチフス													0
腸チフス													0
ジフテリア													0
細菌性赤痢													0
コレラ													0
その他													0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅱ-8 年度別感染症入院患者数

病名 \ 年度	平成18年度(人)	平成19年度(人)	平成20年度(人)	平成21年度(人)	平成22年度(人)
ポ リ オ					
パラチフス					
腸チフス					
ジフテリア					
赤痢					
細菌性赤痢					
コレラ					
その他					
合計	0	0	0	0	0

Ⅱ-9 月別手術件数

科名 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 (人)	月平均 (人)
内科	3	9	7	6	2	1	0	6	2	6	4	6	52	4.3
小児科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
外科	116	131	111	146	161	154	144	131	114	125	122	123	1,578	131.5
整形外科	62	67	66	64	55	68	69	63	69	68	68	80	799	66.6
リウマチ科	0	1	1	2	6	2	4	2	2	1	6	3	30	2.5
皮膚科	16	11	17	11	19	5	16	15	9	18	21	15	173	14.4
泌尿器科	9	12	19	20	16	13	18	11	16	13	10	17	174	14.5
眼科	42	41	46	49	50	42	53	44	37	43	53	52	552	46.0
耳鼻いんこう科	34	13	29	13	36	16	28	34	31	38	43	63	378	31.5
産婦人科	42	61	54	60	71	58	67	50	40	62	53	68	686	57.2
歯科	0	1	3	0	2	2	1	5	1	0	1	2	18	1.5
放射線科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
麻酔科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
脳神経外科	18	13	18	14	15	13	8	11	10	13	20	19	172	14.3
小児心臓外科	16	9	17	11	18	10	15	17	13	12	6	18	162	13.5
心臓血管外科	5	3	6	7	8	2	9	9	4	7	6	10	76	6.3
合計	363	372	394	403	459	386	432	398	348	406	413	476	4,850	404.2

Ⅱ-10 年度別手術件数

年度 科名	平成18年度(診療日数:365日)			平成19年度(診療日数:366日)			平成20年度(診療日数:365日)			平成21年度(診療日数:365日)			平成22年度(診療日数:365日)		
	総数 (人)	月平均 (人)	前年度比 (%)	総数 (人)	月平均 (人)	前年度比 (%)	総数 (人)	月平均 (人)	前年度比 (%)	総数 (人)	月平均 (人)	前年度比 (%)	総数 (人)	月平均 (人)	前年度比 (%)
内科	64	5.3	168.4	74	6.2	115.6	58	4.8	78.4	61	5.1	105.2	52	4.3	85.2
小児科	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外科	1,192	99.3	109.3	1,399	116.6	117.4	1,349	112.4	96.4	1,604	133.7	118.9	1,578	131.5	98.4
整形外科	707	58.9	116.3	782	65.2	110.6	761	63.4	97.3	727	60.6	95.5	799	66.6	109.9
リウマチ科	28	2.3	93.3	33	2.8	117.9	40	3.3	121.2	28	2.3	70.0	30	2.5	107.1
皮膚科	50	4.2	36.5	154	12.8	308.0	177	14.8	114.9	181	15.1	102.3	173	14.4	95.6
泌尿器科	148	12.3	106.5	132	11.0	89.2	112	9.3	84.8	166	13.8	148.2	174	14.5	104.8
眼科	506	42.2	118.5	498	41.5	98.4	497	41.4	99.8	506	42.2	101.8	552	46.0	109.1
耳鼻いんこう科	444	37.0	128.3	438	36.5	98.6	407	33.9	92.9	392	32.7	96.3	378	31.5	96.4
産婦人科	837	69.8	116.1	875	72.9	104.5	737	61.4	84.2	746	62.2	101.2	686	57.2	92.0
歯科	3	0.3	9.4	-	-	-	-	-	-	29	2.4	-	18	1.5	62.1
麻酔科	1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
こう門科	259	28.8	225.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脳神経外科	91	7.6	146.8	114	9.5	125.3	117	9.8	102.6	137	11.4	117.1	172	14.3	125.5
小児心臓外科	122	10.2	73.5	157	13.1	128.7	169	14.1	107.6	174	14.5	103.0	162	13.5	93.1
心臓血管外科	65	5.4	94.2	91	7.6	140.0	99	8.3	108.8	79	6.6	79.8	76	6.3	96.2
合計	4,517	383.7	112.3	4,747	395.6	105.1	4,523	376.9	95.3	4,830	402.5	106.8	4,850	404.2	100.4

* 平成18年度のこう門科については診療が4~12月の為、月平均を9ヵ月で計算

Ⅱ-11 月別分娩件数

分娩数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
帝王切開	18	28	20	31	31	22	31	20	17	20	21	26	285
経膈分娩	22	14	18	23	24	28	20	28	24	19	23	22	265
計	40	42	38	54	55	50	51	48	41	39	44	48	550

新生児数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2500g以上	33	29	31	38	43	34	37	38	31	24	33	36	407
2499g以下	8	17	10	22	12	20	17	12	13	18	17	12	178
計	41	46	41	60	55	54	54	50	44	42	50	48	585

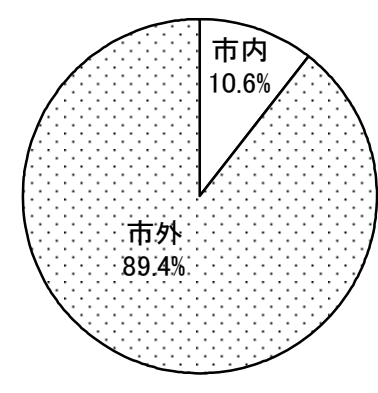
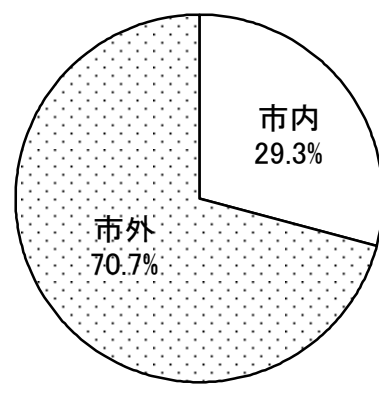
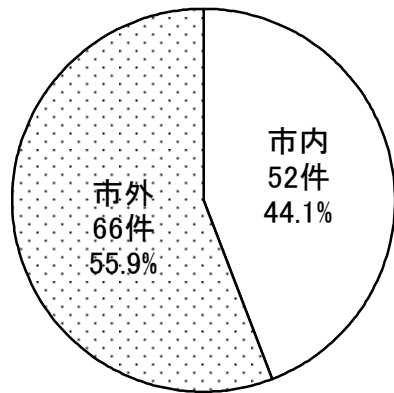
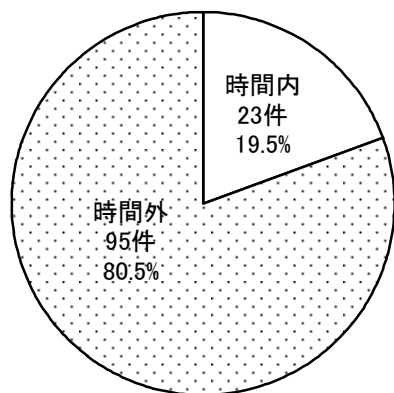
Ⅱ-12 年度別新生児医療センター入院患者数

年度	入院患者数(人)	1日平均 入院患者数(人)	病床数(床) (NICU+GCU)	病床利用率(%)	平均在院日数(日)
18	16,851	45.4	58	78.3	51.3
19	16,653	45.5	58	78.4	60.6
20	15,368	42.1	58	72.6	51.8
21	14,095	38.6	58	66.6	47.6
22	12,858	35.2	58	60.7	49.2

Ⅱ-13 年度別新生児救急車活動状況

年度	件数		時間数 (時:分)	距離数 (km)	市 内						市 外							
	年間 (件)	月平均 (件)			出動件数			所要時間		活動距離		出動件数			所要時間		活動距離	
					年間 (件)	月平均 (件)	市内搬送 (%)	年間 (時:分)	1件当たり (時:分)	年間 (km)	1件当たり (km)	年間 (件)	月平均 (件)	市外搬送 (%)	年間 (時:分)	1件当たり (時:分)	年間 (km)	1件当たり (km)
18	70	5.8	118:40	4,945	28	2.3	40.0	27:25	0:58	324	11.6	42	3.5	60.0	91:15	2:10	4,621	110.0
19	74	6.2	115:39	4,783	35	2.9	47.3	30:54	0:53	421	12.0	39	3.3	52.7	84:45	2:10	4,362	111.8
20	127	10.6	216:46	8,034	46	3.8	36.2	45:38	0:59	610	13.3	81	6.8	63.8	171:08	2:06	7,424	91.7
21	128	10.7	194:29	6,853	63	5.3	49.2	63:58	1:01	923	14.7	65	5.4	50.8	130:31	2:00	5,930	91.2
22	118	9.8	215:32	7,714	52	4.3	44.1	63:16	1:13	814	15.7	66	5.5	55.9	152:16	2:18	6,900	104.5

Ⅱ-14 新生児救急車活動分布表



出動時間帯

出動件数 118件
(月平均 9.8件)

時間数 215時間32分

走行距離 7,714km

時間内 51時間30分

{ 市内 52件 (44.1%)
月平均 4.3件

{ 市内 63時間16分
1件あたり1時間13分

{ 市内 814km
1件あたり15.7km

時間外 164時間02分

{ 市外 66件 (55.9%)
月平均 5.5件

{ 市外 152時間16分
1件あたり2時間18分

{ 市外 6,900km
1件あたり104.5km

Ⅱ-15 年度別新生児救急車活動状況（熊本市外）

年度	件数	市 町 村 名					
18	42	福岡市 8 都城市 1 合志市 2	八代市 15 阿蘇市 2 宇土市 1	人吉市 2 久留米市 1	多良木町 1 上天草市 1	菊池市 4 菊陽町 1	天草市 2 山鹿市 1
19	39	八代市 12 菊陽町 2 多良木町 1	福岡市 4 植木町 2 玉名市 1	人吉市 3 久留米市 1 宇土市 1	宇城市 3 鹿児島市 1 北九州市 1	天草市 2 宮崎市 1 水俣市 1	菊池市 2 佐賀市 1
20	81	八代市 15 人吉市 5 都城市 2	菊陽町 12 荒尾市 5 玉名市 2	菊池市 10 宇土市 3 延岡市 1	福岡市 7 阿蘇市 3 多良木町 1	天草市 6 益城町 2	宇城市 5 水俣市 2
21	65	八代市 5 上天草市 2 菊池市 3	宇土市 4 宇城市 6 益城町 1	菊陽町 10 多良木町 2 延岡市 2	旧植木町 3 玉名市 5 大分市 1	天草市 8 福岡市 7	阿蘇市 2 人吉市 4
22	66	八代市 8 阿蘇市 2 宮崎市 2	宇土市 5 宇城市 2 都城市 2	菊陽町 9 菊池市 3	人吉市 4 荒尾市 1	天草市 15 多良木町 1	玉名市 1 福岡市 11

Ⅱ-16 時間外救急患者数

区 分	外来数	入院* (再掲)
内 科	5,463	1,164
小 児 科	908	137
整 形 外 科	1,612	361
外 科	432	163
脳 外 科	724	175
ひ 尿 器 科	403	43
皮 膚 科	815	36
産 婦 人 科	784	338
耳鼻いんこう科	585	107
精 神 科	49	0
眼 科	96	5
麻 酔 科	60	11
心 臓 外 科	39	5
リハビリテーション科	0	0
放 射 線 科	0	0
歯 科	15	0
N I C U	60	60
(I C U)	0	0
合 計 (人)	12,045	2,605

(* 救急外来にて受診後入院)

	外来	入院*	合計
救急車による 搬送	2,391	1,709	4,100
その他	7,049	896	7,945
合計	9,440	2,605	12,045

Ⅱ-17 月別調剤件数

外来診療日数:243日

入院診療日数:365日

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 (枚)	1日平均 (枚)
外来	枚数	906	1,055	902	1,042	956	929	940	914	995	1,152	889	886	11,566	47.6
	件数	1,601	1,891	1,526	1,804	1,634	1,644	1,579	1,579	1,741	1,996	1,541	1,511	20,047	82.5
入院	枚数	7,920	7,661	7,977	8,000	8,324	8,039	8,647	8,374	8,031	8,378	8,228	8,993	98,572	270.1
	件数	12,977	11,933	13,015	12,918	12,987	12,919	13,603	13,285	13,095	13,635	13,210	14,604	158,181	433.4
合計	枚数	8,826	8,716	8,879	9,042	9,280	8,968	9,587	9,288	9,026	9,530	9,117	9,879	110,138	317.7
	件数	14,578	13,824	14,541	14,722	14,621	14,563	15,182	14,864	14,836	15,631	14,751	16,115	178,228	515.9

Ⅱ-18 年度別調剤件数

年度 項目		平成18年度(年:245日)			平成19年度(年:245日)			平成20年度(年:243日)			平成21年度(年:242日)			平成22年度(年:243日)		
		総数 (枚)	1日平均 (枚)	前年度比 (%)	総数 (枚)	1日平均 (枚)	前年度比 (%)	総数 (枚)	1日平均 (枚)	前年度比 (%)	総数 (枚)	1日平均 (枚)	前年度比 (%)	総数 (枚)	1日平均 (枚)	前年度比 (%)
外来	枚数	15,887	64.8	95.6	15,571	63.6	98.0	13,864	57.1	89.0	10,105	41.8	72.9	11,566	47.6	114.5
	件数	32,847	134.1	100.5	34,672	141.5	105.6	34,366	141.4	99.1	17,167	70.9	50.0	20,047	82.5	116.8
入院	枚数	91,010	249.3	96.8	92,871	253.7	102.0	97,267	266.5	104.7	146,926	402.5	151.1	98,572	270.1	67.1
	件数	144,267	395.3	98.9	147,761	403.7	102.4	161,106	441.4	109.0	295,899	810.7	183.7	158,181	433.4	53.5
合計	枚数	106,897	314.1	96.7	108,442	317.3	101.4	111,131	323.6	102.5	157,031	444.3	141.3	110,138	317.7	70.1
	件数	177,114	529.4	99.2	182,433	545.2	103.0	195,472	582.8	107.1	313,066	881.6	160.2	178,228	515.9	56.9

Ⅱ-19 月別放射線撮影人数

項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 (人)
撮 影	3,873	3,853	5,106	4,112	3,939	3,772	3,892	3,919	3,774	3,671	3,642	4,095	47,648
造 影	50	68	55	55	59	70	95	56	61	56	60	57	742
透 視	58	56	62	58	58	65	44	46	48	47	41	53	636
ポ ー タ ブ ル	1,178	956	1,026	1,109	1,057	901	978	1,156	1,102	1,250	1,006	1,163	12,882
心 カ テ	53	33	44	33	60	40	57	50	47	44	34	50	545
血 管 造 影	22	20	27	25	23	20	27	22	22	31	31	31	301
C T	1,331	1,271	1,402	1,399	1,372	1,382	1,359	1,310	1,200	1,270	1,261	1,374	15,931
M R I	417	376	470	460	448	438	454	420	422	402	391	485	5,183
R I	71	56	76	54	62	70	49	54	49	51	46	65	703
放 射 線 治 療	654	558	787	829	918	718	708	987	603	585	447	307	8,101
超 音 波	218	184	205	197	194	196	193	207	171	152	161	187	2,265
E S W L	19	17	16	24	26	28	22	23	31	32	30	25	293
合 計	7,944	7,448	9,276	8,355	8,216	7,700	7,878	8,250	7,530	7,591	7,150	7,892	95,230

II-20 年度別放射線撮影件数

年度 項目	平成18年度(年:245日)			平成19年度(年:245日)			平成20年度(年:243日)			平成21年度(年:242日)			平成22年度(年:243日)		
	総数 (件)	1日平均 (件)	前年度比 (%)	総数 (人)	1日平均 (人)	前年度比 (%)	総数 (人)	1日平均 (人)	前年度比 (%)	総数 (人)	1日平均 (人)	前年度比 (%)	総数 (件)	1日平均 (件)	前年度比 (%)
撮影	61,234	249.9	103.3%	49,010	200.0	80.0%	47,803	196.7	97.5%	47,239	195.2	98.8%	47,648	196.1	100.9
造影	952	3.9	89.6%	871	3.6	91.5%	768	3.2	88.2%	854	3.5	111.2%	742	3.1	86.9
透視	743	3.0	101.8%	640	2.6	86.1%	579	2.4	90.5%	579	2.4	100.0%	636	2.6	109.8
ポータブル	14,760	60.2	97.2%	12,655	51.7	85.7%	12,220	50.3	96.6%	14,282	59.0	116.9%	12,882	53.0	90.2
心カテ	637	2.6	57.8%	620	2.5	97.3%	637	2.6	102.7%	527	2.2	82.7%	545	2.2	103.4
血管造影	180	0.7	82.6%	307	1.3	170.6%	303	1.2	98.7%	318	1.3	105.0%	301	1.2	94.7
C T	14,629	59.7	103.6%	15,004	61.2	102.6%	15,520	63.9	103.4%	16,310	67.4	105.1%	15,931	65.6	97.7
M R I	4,517	18.4	97.3%	4,131	16.9	91.5%	4,260	17.5	103.1%	4,229	17.5	99.3%	5,183	21.3	122.6
R I	1,055	4.3	92.5%	1,039	4.2	98.5%	947	3.9	91.1%	879	3.6	92.8%	703	2.9	80.0
放射線治療	19,238	78.5	104.4%	10,841	44.2	56.4%	11,011	45.3	101.6%	9,297	38.4	84.4%	8,101	33.3	87.1
超音波	2,536	10.4	106.8%	2,519	10.3	99.3%	2,025	8.3	80.4%	2,264	9.4	111.8%	2,265	9.3	100.0
E S W L	123	0.5	82.0%	131	0.5	106.5%	161	0.7	122.9%	160	0.7	99.4%	293	1.2	183.1
合計	120,604	492.3	101.9%	97,768	399.1	81.1%	96,234	396.0	98.4%	96,938	400.6	100.7%	95,230	391.9	98.2
フィルム使用枚数	214,431	875.2	100.4%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※平成19年度からシステム変更により、撮影人数になった

Ⅱ-21 月別臨床検査件数

項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 (件)
一般検査	4,664	4,469	4,867	7,059	5,118	5,173	4,894	5,229	4,187	4,559	4,335	5,108	59,662
血液検査	15,358	14,860	15,578	17,115	15,573	14,832	15,042	15,803	14,823	15,245	14,278	15,884	184,391
血清検査	6,840	6,337	6,584	9,994	6,799	6,753	7,086	6,492	6,145	6,505	5,769	6,546	81,850
生化学検査	99,494	94,991	98,377	122,574	100,979	94,057	96,954	102,975	95,106	94,800	90,531	101,742	1,192,580
輸血検査	1,498	1,513	1,407	1,662	1,507	1,452	1,576	1,635	1,459	1,598	1,578	1,697	18,582
細菌検査	1,711	1,788	1,731	2,223	1,854	1,818	1,787	2,130	1,823	2,695	2,237	2,225	24,022
生理検査	2,552	2,321	2,732	2,784	2,738	2,340	2,559	2,627	2,277	2,356	2,426	2,687	30,399
特殊検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R I 検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
病理検査	1,169	1,096	1,283	1,232	1,291	1,186	1,164	1,228	1,084	1,109	1,069	1,224	14,135
小計	133,286	127,375	132,559	164,643	135,859	127,611	131,062	138,119	126,904	128,867	122,223	137,113	1,605,621
特殊検査(外注分)	4,019	3,721	4,009	4,340	3,858	3,842	4,268	3,588	3,820	3,821	3,831	4,042	47,159
総計	137,305	131,096	136,568	168,983	139,717	131,453	135,330	141,707	130,724	132,688	126,054	141,155	1,652,780

Ⅱ-22 年度別臨床検査件数

年度 項目	平成18年度(年:245日)			平成19年度(年:245日)			平成20年度(年:243日)			平成21年度(年:242日)			平成22年度(年:243日)		
	総数 (件)	1日平均 (件)	前年度比 (%)	総数 (件)	1日平均 (件)	前年度比 (%)	総数 (件)	1日平均 (件)	前年度比 (%)	総数 (件)	1日平均 (件)	前年度比 (%)	総数 (件)	1日平均 (件)	前年度比 (%)
一般検査	66,579	271.8	101.6	71,271	290.9	107.0	61,093	251.4	85.7	63,239	261.3	103.5	59,662	245.5	94.3
血液検査	182,389	744.4	100.8	181,083	739.1	99.3	179,304	737.9	99.0	181,244	748.9	101.1	184,391	758.8	101.7
血清検査	75,259	307.2	103.8	79,070	322.7	105.1	80,546	331.5	101.9	82,028	339.0	101.8	81,850	336.8	99.8
生化学検査	1,217,477	4,969.3	100.9	1,228,812	5,015.6	100.9	1,223,734	5,035.9	99.6	1,247,656	5,155.6	102.0	1,192,580	4,907.7	95.6
輸血検査	19,607	80.0	101.4	20,599	84.1	105.1	18,846	77.6	91.5	18,806	77.7	99.8	18,582	76.5	98.8
細菌検査	17,625	71.9	99.2	19,188	78.3	108.9	22,115	91.0	115.3	24,530	101.4	110.9	24,022	98.9	97.9
生理検査	27,882	113.8	97.0	29,698	121.2	106.5	29,722	122.3	100.1	30,087	124.3	101.2	30,399	125.1	101.0
特殊検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
R I 検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
病理検査	14,875	60.7	102.9	15,452	63.1	103.9	15,182	62.5	98.3	15,263	63.1	100.5	14,135	58.2	92.6
小計	1,621,693	6,619.2	101.0	1,645,173	6,715.0	101.4	1,630,542	6,710.0	99.1	1,662,853	6,871.3	102.0	1,605,621	6,607.5	96.6
特殊検査 (外注)	45,810	187.0	102.2	41,580	169.7	90.8	46,588	191.7	112.0	43,087	178.0	92.5	47,159	194.1	109.5
総計	1,667,503	6,806.1	101.1	1,686,753	6,884.7	101.2	1,677,130	6,901.8	99.4	1,705,940	7,049.3	101.7	1,652,780	6,801.6	96.9

Ⅱ-23 年度別月間剖検件数

度 月	18	19	20	21	22	22年度 標本数
4月	0	1	3	2	1	30
5月	2	3	1	0	1	30
6月	2	2	0	0	2	60
7月	1	3	1	1	0	0
8月	1	2	1	1	2	60
9月	1	1	0	2	1	30
10月	1	1	1	1	4	120
11月	0	0	1	0	1	30
12月	0	1	4	0	1	30
1月	3	3	0	2	3	90
2月	2	2	3	1	0	0
3月	3	2	3	1	0	0
合計	16	21	18	11	16	480
総死亡数	317	305	292	261	270	
剖検率	5.0%	6.9%	6.2%	4.2%	5.9%	

(各科別剖検数・剖検率)

科名 月	剖検数	死亡数	剖検率
内科	13	170	7.6%
小児科	0	0	0.0%
新生児科	0	6	0.0%
外科	0	47	0.0%
整形外科	0	2	0.0%
リウマチ科	0	0	0.0%
皮膚科	0	1	0.0%
泌尿器科	0	9	0.0%
耳鼻いんこう科	0	2	0.0%
産婦人科	0	5	0.0%
脳神経外科	0	15	0.0%
小児心臓外科	3	8	37.5%
心臓血管外科	0	5	0.0%
合計	16	270	5.9%

Ⅱ-24 月別組織診断・細胞診件数

1) 通常組織診断・細胞診件数

項目		月												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
組織診断	件数	347	316	354	408	431	329	382	405	336	358	350	390	4,406
	標本数	2,397	2,419	1,899	2,985	2,871	2,462	2,313	2,479	1,851	2,443	2,148	2,003	28,270
細胞診	件数	822	780	929	824	860	857	782	823	748	751	719	834	9,729
	標本数	1,681	1,506	1,834	1,686	1,701	1,684	1,589	1,617	1,483	1,509	1,448	1,666	19,404

2) 迅速診断・特殊染色・免疫染色・電子顕微鏡件数

項目		月												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
迅速診断		30	21	22	37	31	27	22	25	29	33	21	27	325
特殊染色		10	13	10	13	8	12	8	18	9	17	11	8	137
酵素抗体法		58	67	61	62	65	52	66	58	47	54	40	59	689
蛍光抗体法		3	8	5	4	7	8	7	6	4	3	7	2	64
電子顕微鏡法		1	2	0	1	0	1	2	2	2	0	2	0	13
計		102	111	98	117	111	100	105	109	91	107	81	96	1,228

II-25 内視鏡検査件数

		外来	入院	合計	
気管支	気管支内視鏡検査 (BF)	10	16	26	
	気管支内視鏡検査 (透視下)	1	0	1	
	経気管支肺生検法 (TBLB)	66	46	112	
	気管支狭窄拡張術	0	0	0	
	気管・気管支ステント留置術	0	0	0	
	気管支異物摘出術	0	0	0	
	気管支腫瘍摘出術	0	0	0	
	胸腔鏡検査	0	2	2	
	小計	77	64	141	
食道	食道内視鏡検査	3	12	15	
	食道粘膜下層剥離術 (ESD)	1	1	2	
	食道静脈瘤硬化療法 (EIS)	0	14	14	
	食道静脈瘤結紮術 (EVL)	0	4	4	
	食道拡張術 (バルーン)	1	5	6	
	食道ステント留置術	0	1	1	
	食道腫瘍摘出術	1	0	1	
		小計	6	37	43
胃・食道・十二指腸	胃内視鏡検査 (ルーチン・観察のみ)	1,862	795	2,657	
	胃内視鏡検査 (ドック)	10	306	316	
	胃ポリペクトミー	1	3	4	
	胃EMR	5	15	20	
	胃粘膜下層剥離術 (ESD)	1	10	11	
	超音波内視鏡 (US)	0	0	0	
	胃瘻造設術 (PEG造設)	1	15	16	
	胃瘻交換術 (PEG交換)	0	0	0	
	内視鏡下イレウス管挿入	0	1	1	
	食道下部異物摘出術	13	6	19	
	消化管止血術	8	71	79	
	吻合部拡張術	0	1	1	
	十二指腸EMR	0	0	0	
		小計	1,901	1,223	3,124
小腸	小腸内視鏡検査 (上部から挿入)	2	6	8	
	小腸内視鏡検査 (下部から挿入)	0	2	2	
		小計	2	8	10
大腸	大腸内視鏡検査 (ドック)	0	49	49	
	大腸内視鏡検査 (ルーチン・観察のみ)	602	11	613	
	大腸内視鏡検査 (直腸)	3	2	5	
	大腸内視鏡検査 (S状)	6	4	10	
	大腸内視鏡検査 (下行・横行)	14	3	17	
	大腸内視鏡検査 (上行・盲腸)	1	0	1	
	大腸ポリペクトミー	34	66	100	
	大腸EMR	23	148	171	
	大腸内視鏡検査 (自宅:ルーチン・観察のみ)	107	1	108	
	大腸内視鏡検査 (S状・自宅)	1	0	1	
	大腸内視鏡検査 (下行・横行・自宅)	2	0	2	
	大腸ポリペクトミー (自宅)	2	11	13	
	大腸EMR (自宅)	2	15	17	
	大腸内視鏡検査 (入院:ルーチン・観察のみ)	1	265	266	
	大腸内視鏡検査 (直腸・入院)	0	12	12	
	大腸内視鏡検査 (S状・入院)	0	32	32	
	大腸内視鏡検査 (下行・横行・入院)	0	33	33	
	大腸内視鏡検査 (上行・盲腸・入院)	0	3	3	
	大腸ポリペクトミー (入院)	0	7	7	
	大腸EMR (入院)	0	24	24	
	小腸結腸止血術	0	1	1	
	小腸結腸止血術 (入院)	0	5	5	
	小腸結腸狭窄部拡張術 (入院)	0	1	1	
		小計	798	693	1,491
	膵・胆管	逆行性膵胆管造影 (ERCP)	0	72	72
		胆道採石術	0	14	14
胆道拡張術 (EPBD・ERBD)		0	29	29	
胆道碎石術		0	2	2	
乳頭切開術 (EST)		0	7	7	
胆道ステント留置術		1	32	33	
経鼻胆管持続ドレナージ (ENBD)		0	3	3	
		小計	1	159	160
	総計	2,785	2,184	4,969	

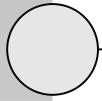
Ⅱ-26 月別給食件数

項目		月												合計 (食)	1日平均 (食)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
一般食	普通食	6,889	6,733	8,276	9,121	8,619	8,293	7,421	7,295	5,688	6,342	6,781	6,645	88,103	241.4
	全粥食	1,379	1,189	1,271	1,493	1,762	1,707	1,388	1,371	1,122	920	929	1,242	15,773	43.2
	五分粥食	114	250	181	245	284	354	225	214	243	182	147	184	2,623	7.2
	流動	163	205	182	204	257	172	233	289	246	248	167	321	2,687	7.4
小計 (A)		8,545	8,377	9,910	11,063	10,922	10,526	9,267	9,169	7,299	7,692	8,024	8,392	109,186	299.1
特別食	加算あり	7,176	7,831	7,349	8,168	8,069	6,680	7,870	7,628	7,942	8,220	7,130	7,728	91,791	251.5
	加算なし	11,410	12,203	10,805	11,490	10,800	12,592	13,643	12,218	12,361	12,926	12,685	13,638	146,771	402.1
	ミルク	2,849	3,269	2,842	3,207	3,344	3,146	3,436	3,091	2,778	2,673	2,837	2,470	35,942	98.5
小計 (B)		21,435	23,303	20,996	22,865	22,213	22,418	24,949	22,937	23,081	23,819	22,652	23,836	274,504	752.1
人間ドック (C)		43	34	20	38	29	29	29	46	25	26	37	30	386	1.1
合計 (A)+(B)+(C)		30,023	31,714	30,926	33,966	33,164	32,973	34,245	32,152	30,405	31,537	30,713	32,258	384,076	1,052.3

Ⅱ-27 年度別給食件数

項目	年度	平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度		
		食数(食)	1日平均(食)	前年度比(%)	食数(食)	1日平均(食)	前年度比(%)	食数(食)	1日平均(食)	前年度比(%)	食数(食)	1日平均(食)	前年度比(%)	食数(食)	1日平均(食)	前年度比(%)
一般食	普通食	110,647	303	92.7	100,554	275	90.9	89,609	246	89.1	93,222	255	104.0	88,103	241	94.5
	全粥食	21,188	58	89.7	18,372	50	86.7	16,477	45	89.7	15,509	42	94.1	15,773	43	101.7
	五分粥食	3,406	9	80.5	2,892	8	84.9	2,572	7	88.9	2,404	7	93.5	2,623	7	109.1
	流動	2,109	6	91.8	2,279	6	108.1	2,222	6	97.5	2,452	7	110.4	2,687	7	109.6
小計(A)		137,350	376	91.8	124,097	339	90.4	110,880	304	89.3	113,587	311	102.4	109,186	299	96.1
特別食	加算あり	88,871	244	88.8	87,081	238	98.0	87,104	239	100.0	98,315	269	112.9	91,791	251	93.4
	加算なし	130,817	358	105.4	141,556	387	108.2	148,865	408	105.2	138,771	380	93.2	146,771	402	105.8
	ミルク	37,246	102	79.5	39,914	109	107.2	34,519	94	86.5	35,845	98	103.8	35,942	98	100.3
小計(B)		256,934	704	94.8	268,551	734	104.5	270,488	741	100.7	272,931	748	100.9	274,504	752	100.6
人間ドック(C)		756	2	99.1	675	2	89.3	428	1	63.4	367	1	85.7	386	1	105.2
合計(A)+(B)+(C)		395,040	1082	93.8	393,323	1075	99.6	381,796	1046	97.1	386,885	1060	101.3	384,076	1052	99.3

Ⅲ 芳野診療所



Ⅲ－１ 芳野診療所について

1. 経緯

芳野診療所は、無医地区だった芳野校区に昭和３８年河内芳野村立芳野診療所として開設され、以後も芳野校区唯一の医療機関として現在に至っています。昭和６３年に老朽化した施設を改築し、平成３年２月１日熊本市と河内町を含む飽託郡との合併により熊本市立芳野診療所に名称変更され、平成４年４月１日組織変更により現在の熊本市立熊本市民病院附属芳野診療所となりました。

名 称 熊本市立熊本市民病院附属芳野診療所

所在地 熊本市河内町野出１４１０番地

敷地面積 729.5 m²

建物面積 381.47 m²

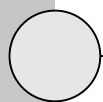
構 造 木造 1階建

診療科目 内科、外科、小児科

2. 年度別外来患者数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
診療日数	245日	245日	243日	242日	243日
患者数(人)	4,412	4,255	3,692	3,376	3,196
1日平均患者数(人)	18.0	17.4	15.2	14.0	13.2
前年度比(%)	96.3	96.4	86.8	91.4	94.7

IV 植木病院



IV-1 植木病院について

1. 経緯

植木病院は、昭和27年9月に終戦後の赤痢の集団発生などが続いた時代に、伝染病棟を基に、診療所として開設され、その後、昭和30年の町村合併により、昭和31年1月から植木町国民健康保険植木病院と改称し、平成14年12月に現在地に移転改築、平成22年3月に熊本市との合併により、熊本市立植木病院となり、病床数141を有し、地域住民に急性期・慢性期・救急医療を提供するとともに、国民健康保険診療施設として予防から診療、在宅医療を一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点としての役割を担っています。

名	称	熊本市立植木病院
所	在	地 熊本市植木町岩野285-29
敷	地	面 積 15,000.31 m ²
建	築	面 積 10,564 m ²
構	造	鉄筋コンクリート造地上5階建
病	床	数 141床（一般102床、療養39床）
診	療	科 目 内科、外科、整形外科、循環器内科、脳神経外科、リハビリテーション科、放射線科

2. 年度別患者数

入院

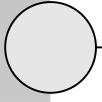
年度 科名	平成21年度（診療日数：9日）			平成22年度（診療日数：365日）		
	総数（人）	1日平均（人）	前年度比（%）	総数（人）	1日平均（人）	前年度比（%）
内 科	297	33.0	—	14,203	38.9	4,782.2
外 科	208	23.1	—	7,077	19.4	3,402.4
循環器内科	59	6.6	—	4,066	11.1	6,891.5
整形外科	337	37.4	—	11,969	32.8	3,551.6
脳神経外科	0	0.0	—	—	—	—
合 計	901	100.1	—	37,315	102.2	4,141.5

外来

年度 科名	平成21年度（診療日数：7日）			平成22年度（診療日数：243日）		
	総数（人）	1日平均（人）	前年度比（%）	総数（人）	1日平均（人）	前年度比（%）
内 科	269	38.4	—	13,793	56.8	5,127.5
外 科	194	27.7	—	6,284	25.9	3,239.2
循環器内科	171	24.4	—	6,005	24.7	3,511.7
整形外科	214	30.6	—	7,094	29.2	3,315.0
脳神経外科	7	1.0	—	92	0.4	1,314.3
合 計	855	122.1	—	33,268	136.9	3,891.0

（平成21年度は、平成22年3月23日合併のため診療日数：入院9日、外来7日）

V 経営状況



V-1 財務

平成22年度決算(収益的収入及び支出は、税抜き決算額)

(単位:千円)

項 目	金 額	項 目	金 額
収益的収入	14,146,833	資本的収入	354,534
収益的支出	14,183,590	資本的支出	1,504,184
収 支	△ 36,757	収 支	△ 1,149,650

収益と患者数(感染症を除く)

(1)入院(熊本産院(平成18年度から)及び植木病院(平成22年3月23日から)を含む)

年 度	入院収益 (千円)	入院患者数 (人)	患者1人1日当たり 診療収入(円)
平成18年度	7,907,276	176,427	44,819
平成19年度	7,974,692	174,616	45,670
平成20年度	7,739,847	166,900	46,374
平成21年度	7,872,099	166,668	47,232
平成22年度	9,135,668	197,048	46,363

(2)外来(熊本産院(平成18年度から)、植木病院(平成22年3月23日から)及び芳野診療所を含む)

年 度	外来収益 (千円)	外来患者数 (人)	患者1人1日当たり 診療収入(円)
平成18年度	2,497,881	267,266	9,346
平成19年度	2,484,547	260,500	9,538
平成20年度	2,617,567	256,879	10,190
平成21年度	2,699,128	256,057	10,541
平成22年度	2,776,488	275,425	10,081

※平成18年度から、熊本産院が熊本市市民病院附属熊本産院となり、会計が一本化された
(平成21年12月30日閉院となった)

※平成22年3月23日の植木町との合併により、国民健康保険植木病院が熊本市立植木病院となり、
会計が一本化された

V-2 病院事業の経営状況の推移

(単位:千円)

年 度		18	19	20	21	22
総	収 益	12,159,653	12,199,096	12,190,214	12,873,769	14,146,834
	医 業 収 益	10,295,034	10,256,524	10,193,277	10,702,603	11,145,380
	芳野診療所医業収益	43,081	44,808	41,529	42,422	38,212
	熊本産院医業収益	240,001	323,072	271,976	154,164	
	植木病院医業収入	—	—	—	32,141	1,210,768
	医 業 外 収 益	1,109,477	1,043,357	1,075,307	1,167,419	1,314,481
	芳野診療所医業外収益	47,132	15,966	8,454	8,403	12,311
	熊本産院医業外収益	132,413	55,050	101,929	219,572	
	植木病院医業外収益	—	—	—	6,995	89,885
	特 別 利 益	290,478	457,795	494,967	536,712	331,818
	芳野診療所特別利益	28	0	26	3	3
	熊本産院特別利益	2,009	2,524	2,749	3,336	
	植木病院特別収益	—	—	—	0	3,976
総	費 用	12,296,332	12,081,559	12,196,277	12,842,343	14,183,591
	医 業 費 用	11,021,904	11,040,154	11,006,440	11,431,762	11,799,262
	芳野診療所医業費用	89,886	60,455	49,602	50,533	50,181
	熊本産院医業費用	368,816	375,599	371,839	369,689	
	植木病院医業費用	—	—	—	24,851	1,379,320
	医 業 外 費 用	561,039	449,258	441,215	419,092	367,810
	芳野診療所医業外費用	0	0	0	0	344
	熊本産院医業外費用	4,092	4,411	4,180	2,923	
	植木病院医業外費用	—	—	—	540	87,061
	特 別 損 失	249,033	151,029	322,330	538,494	447,078
	芳野診療所特別損失	47	16	36	0	1
	熊本産院特別損失	1,515	637	635	4,461	
	植木病院特別損失	—	—	—	0	52,534
純	損 益	△ 136,679	117,537	△ 6,063	31,426	△ 36,757
	累 積 欠 損 金	1,584,231	1,466,695	1,472,758	※2,435,164	2,471,921
	不 良 債 務	—	—	—	—	—
	総収益対総費用比率	98.9%	101.0%	100.0%	100.2%	99.7%
	医業収益対医業費用	93.4%	92.9%	92.6%	93.6%	94.5%
対 医 業 院 の 収 益 み 比 率	給 与 費	60.9%	61.7%	59.6%	60.4%	62.1%
	材 料 費	26.2%	25.4%	26.4%	24.9%	22.7%
	減 価 償 却 費	7.9%	8.1%	8.8%	7.7%	7.5%
	支 払 利 息	2.5%	2.6%	2.4%	2.0%	1.3%

※植木病院の累積欠損額993,832千円を引き継いだことによるもの。

V-3 収益的収支の状況

(単位 千円)

年度	18	19	20	21	22
病院事業収益	12,159,653	12,199,096	12,190,214	12,873,769	14,146,834
医業収益	10,295,034	10,256,524	10,193,277	10,702,602	11,145,380
入院収益	7,750,635	7,748,587	7,560,160	7,750,064	8,290,609
外来収益	2,381,916	2,355,068	2,495,158	2,601,142	2,495,384
その他医業収益	156,783	147,169	132,259	151,396	159,387
他会計負担金	5,700	5,700	5,700	200,000	200,000
芳野診療所医業収益	43,081	44,808	41,529	42,422	38,212
外来収益	41,319	42,816	40,215	40,243	36,610
その他医業収益	1,762	1,992	1,314	2,179	1,602
熊本産院医業収益	240,001	323,072	271,976	154,164	-
入院収益	156,641	226,106	179,687	98,111	-
外来収益	74,646	86,662	82,193	51,303	-
その他医業収益	8,714	10,304	10,096	4,750	-
植木病院医業収益	-	-	-	32,141	1,210,768
入院収益	-	-	-	23,924	845,059
外来収益	-	-	-	6,439	244,494
その他医業収益	-	-	-	1,778	40,618
他会計負担金	-	-	-	0	80,597
医業外収益	1,109,477	1,043,357	1,075,307	1,167,419	1,314,481
受取利息及び配当金	0	0	0	0	0
他会計補助金	861,234	855,152	930,778	1,019,714	236,909
他会計負担金	-	-	-	-	884,893
補助金	50,045	56,152	47,743	53,717	49,954
その他医業外収益	198,198	132,053	96,786	93,988	142,725
芳野診療所医業外収益	47,132	15,966	8,454	8,403	12,311
他会計負担金	47,010	15,875	8,349	8,342	12,219
補助金	0	0	0	0	0
その他医業外収益	122	91	105	61	92
熊本産院医業外収益	132,413	55,050	101,929	219,572	-
受取利息及び配当金	0	0	0	0	-
他会計補助金	131,758	54,299	101,340	219,168	-
その他医業外収益	655	751	589	404	-
植木病院医業外収益	-	-	-	6,995	89,885
受取利息及び配当金	-	-	-	0	118
他会計補助金	-	-	-	0	16,551
他会計負担金	-	-	-	-	65,462
補助金	-	-	-	4,693	5,703
患者外給食収益	-	-	-	-	4
その他医業外収益	-	-	-	2,302	2,047
特別利益	290,478	457,795	494,967	536,712	331,818
固定資産売却益	0	0	0	0	0
過年度損益修正益	290,478	457,795	494,967	536,712	331,818
芳野診療所特別利益	28	0	26	3	3
過年度損益修正益	28	0	26	3	3
熊本産院特別利益	2,009	2,524	2,749	3,336	-
過年度損益修正益	2,009	2,524	2,749	3,336	-
植木病院特別利益	-	-	-	0	3,976
過年度損益修正益	-	-	-	0	3,976

(単位:千円)

年度	18	19	20	21	22
病院事業費用	12,296,332	12,081,559	12,196,277	12,842,343	14,183,591
医業費用	11,021,904	11,040,154	11,006,440	11,431,761	11,799,262
給与費用	6,269,898	6,330,294	6,073,470	6,466,186	6,922,252
材料費用	2,697,459	2,602,916	2,692,824	2,663,075	2,530,116
経費	1,187,704	1,138,516	1,281,557	1,410,151	1,450,396
減価償却費用	816,518	833,294	894,773	826,792	838,648
資産減耗費用	15,097	94,886	20,270	19,060	7,854
研究研修費用	35,228	40,248	43,546	46,497	49,996
芳野診療所医業費用	89,886	60,455	49,602	50,532	50,181
給与費用	64,149	35,468	25,893	25,724	26,055
材料費用	15,420	15,599	14,473	16,565	15,716
経費	7,317	7,419	8,118	7,326	7,651
減価償却費用	2,941	1,890	1,098	839	638
資産減耗費用	0	0	0	0	10
研究研修費用	59	79	20	78	111
熊本産院医業費用	368,816	375,599	371,839	369,689	-
給与費用	274,149	271,335	272,186	292,751	-
材料費用	25,452	31,969	30,279	15,806	-
経費	59,402	62,441	61,503	50,512	-
減価償却費用	9,093	9,134	7,237	5,566	-
資産減耗費用	16	0	0	4,455	-
研究研修費用	704	720	634	599	-
植木病院医業費用	-	-	-	24,851	1,379,320
給与費用	-	-	-	12,610	771,486
材料費用	-	-	-	5,009	140,518
経費	-	-	-	3,678	299,766
減価償却費用	-	-	-	3,554	166,459
資産減耗費用	-	-	-	0	0
研究研修費用	-	-	-	0	1,090
医業外費用	561,039	449,258	441,215	419,093	367,810
支払利息及び企業債取扱諸費	260,051	261,855	244,622	217,039	140,245
雑損失	300,988	187,403	196,593	202,054	227,565
芳野診療所医業外費用	-	-	-	-	344
雑損失	-	-	-	-	344
熊本産院医業外費用	4,092	4,411	4,180	2,923	-
支払利息及び企業債取扱諸費	22	0	0	0	-
雑損失	4,070	4,411	4,180	2,923	-
植木病院医業外費用	-	-	-	539	87,061
支払利息及び企業債取扱諸費	-	-	-	0	52,811
繰延勘定償却	-	-	-	214	9,781
患者外給食材料費	-	-	-	-	11
雑損失	-	-	-	325	24,458
特別損失	249,033	151,029	322,330	538,494	447,078
過年度損益修正損	249,033	151,029	322,330	538,494	307,390
その他特別損失	0	0	0	0	139,688
芳野診療所特別損失	47	16	36	0	1
過年度損益修正損	47	16	36	0	1
熊本産院特別損失	1,515	637	635	4461	-
過年度損益修正損	1,515	637	635	4461	-
植木病院特別損失	-	-	-	0	52,534
過年度損益修正損	-	-	-	0	52,534

V-4 資本的収支の状況

(単位:千円)

項目	18	19	20	21	22
企業債	1,272,000	356,900	121,200	1,352,280	181,700
他会計出資金	540	0	0	4,708	8,067
植木病院他会計出資金					95,040
国庫(県)補助金	1,656	1,597	2,413	40,176	69,727
固定資産売却代金	0	0	0	0	0
電話債権償還金	0	0	0	0	0
敷金返還金	0	0	0	0	0
寄附金	0	5,100	0	0	0
計	1,274,196	363,597	123,613	1,397,164	354,534
建設改良費	1,312,334	370,279	136,962	568,825	273,257
植木病院建設改良費					12,263
企業債償還金	1,002,995	840,528	1,039,778	1,892,830	1,075,640
植木病院企業債償還金					143,016
国庫(県)補助金返還金	0	0	148	0	8
計	2,315,329	1,210,807	1,176,888	2,461,655	1,504,184

V-5 一般会計からの繰入金状況

(単位:千円)

項目	18	19	20	21	22
救急医療	—	—	—	200,000	200,000
植木病院救急医療					80,597
救急当番人件費(10/10)	5,700	5,700	5,700	0	0
企業債利息(2/3)	169,573	163,828	150,386	134,390	87,557
植木病院企業債利息(2/3)					35,204
医師研究研修費(1/2)	11,934	12,751	13,276	12,705	12,884
植木病院医師研究研修費(1/2)					468
附属芳野診療所	47,010	15,874	8,348	8,342	12,219
附属熊本産院	131,758	54,299	101,340	219,168	
その他	679,727	678,573	767,116	872,620	1,021,362
植木病院その他					46,341
計	1,045,702	931,025	1,046,166	1,447,225	1,496,632
建設改良費	0	0	0	4708	8067
植木病院建設改良費					199
企業債元金(2/3)	0	0	0	0	0
植木病院企業債元金(2/3)					94841
医療器械等整備	0	0	0	0	0
附属熊本産院	540	0	0	0	0
計	540	0	0	4,708	103,107
合計	1,046,242	931,025	1,046,166	1,451,933	1,599,739

V-6 貸借対照表

	20年度(税抜)		21年度(税抜)		22年度(税抜)	
	金額(円)	比率(%)	金額(円)	比率(%)	金額(円)	比率(%)
1 固定資産	9,477,714,689	78.2	12,253,791,588	75.8	11,417,334,874	74.8
(1) 有形固定資産	9,473,732,492	78.2	12,238,529,994	75.7	11,404,513,280	74.7
イ. 土地	829,763,655	6.8	1,154,114,326	7.1	1,154,114,326	7.6
ロ. 建物	13,203,644,663	109.0	16,524,009,689	102.2	16,281,750,295	106.6
減価償却累計額	△ 6,570,258,191	△ 54.2	△ 7,791,621,262	△ 48.2	△ 8,113,166,961	△ 53.1
ハ. 構築物	432,641,509	3.6	594,972,884	3.7	590,719,223	3.9
減価償却累計額	△ 304,426,542	△ 2.5	△ 384,244,125	△ 2.4	△ 403,767,543	△ 2.6
ニ. 器械備品	7,328,644,330	60.5	8,354,192,717	51.7	8,444,359,742	55.3
減価償却累計額	△ 5,493,985,344	△ 45.4	△ 6,260,853,749	△ 38.7	△ 6,637,179,795	△ 43.5
ホ. 車輜運搬具	33,372,858	0.3	44,259,197	0.3	84,864,003	0.6
減価償却累計額	△ 30,627,463	△ 0.3	△ 40,224,222	△ 0.3	△ 40,268,304	△ 0.3
ヘ. 放射線同位元素	27,369,864	0.2	27,369,864	0.2	27,369,864	0.2
減価償却累計額	△ 26,001,372	△ 0.2	△ 26,001,372	△ 0.2	△ 26,001,372	△ 0.2
ト. 建設仮勘定	43,594,525	0.4	42,556,047	0.3	41,719,802	0.3
(2) 無形固定資産	3,982,197	0.0	15,261,594	0.1	12,821,594	0.1
イ. 電話加入権	3,982,194	0.0	3,982,194	0.0	3,982,194	0.0
ロ. その他無形固定資産	3	0.0	11,279,400	0.1	8,839,400	0.1
2 流動資産	2,638,720,162	21.8	3,920,175,516	24.2	3,851,320,347	25.2
(1) 現金預金	230,436,434	1.9	1,106,699,543	6.8	864,320,454	5.7
(2) 未収金	2,406,592,710	19.9	2,680,064,062	16.6	2,863,150,932	18.8
(3) 貯蔵品	1,691,018	0.0	9,662,891	0.1	9,880,941	0.1
(4) 前払金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
(5) その他流動資産	0	0.0	0	0.0	0	0.0
(6) 繰延勘定	0	0.0	123,749,020	0.8	113,968,020	0.8
資産合計	12,116,434,851	100.0	16,173,967,104	100.0	15,268,655,221	100.0
3 流動負債	2,324,117,819	19.2	2,784,510,360	17.2	2,780,085,256	18.2
(1) 一時借入金	1,500,000,000	12.4	1,400,000,000	8.6	1,600,000,000	10.5
(2) 未払金	782,724,271	6.5	1,358,375,463	8.4	1,152,102,446	7.6
(3) その他流動負債	41,393,548	0.3	26,134,897	0.2	27,982,810	0.2
負債合計	2,324,117,819	19.2	2,784,510,360	17.2	2,780,085,256	18.2
4 資本金	10,600,122,009	87.5	14,906,707,097	92.2	13,972,858,754	91.5
(1) 自己資本金	2,375,703,496	19.6	3,832,077,751	23.7	3,935,185,413	25.8
イ. 固有資本金	152,544,218	1.2	159,771,278	1.0	159,771,278	1.1
ロ. 繰入資本金	2,033,824,716	16.8	3,480,125,671	21.5	3,583,233,333	23.5
ハ. 組入資本金	189,334,562	1.6	192,180,802	1.2	192,180,802	1.3
(2) 借入資本金	8,224,418,513	67.9	11,074,629,346	68.5	10,037,673,341	65.7
イ. 企業債	8,224,418,513	67.9	11,074,629,346	68.5	10,037,673,341	65.7
5 剰余金	△ 807,804,977	△ 6.7	△ 1,517,250,353	△ 9.4	△ 1,484,288,789	△ 9.7
(1) 資本剰余金	664,952,919	5.5	917,913,910	5.6	987,632,514	6.4
イ. 受贈財産評価額	179,404,103	1.5	180,494,103	1.1	180,494,103	1.2
ロ. 寄付金	8,948,000	0.1	10,948,000	0.1	10,948,000	0.1
ハ. 国庫(県)補助金	476,600,816	3.9	718,331,807	4.4	788,050,411	5.2
ニ. その他資本剰余金	0	-	8,140,000	0.1	8,140,000	0.1
(2) 欠損金	1,472,757,896	12.2	2,435,164,263	15.1	2,471,921,303	16.2
イ. 当年度未処理欠損金	1,472,757,896	12.2	2,435,164,263	15.1	2,471,921,303	16.2
資本合計	9,792,317,032	80.8	13,389,456,744	82.7	12,488,569,965	81.8
負債資本合計	12,116,434,851	100.0	16,173,967,104	99.9	15,268,655,221	100.0

V-7 経営分析1

項 目		年 度		
		20	21	22
1 業務委託の状況		清掃、歯科技工、検査、警備、基準寝具、保険請求事務、クリーニング、経理・用度事務電算処理、エレベーター保守、自動分析装置、駐車場管理業務、空気調和設備保守点検、設備業務 等		
2 病床利用率(%)	一 般	80.0	81.0	79.6
3 1日平均患者数(人)	入 院	440	445	438
	外 来	994	1,013	983
4 平均在院日数(日)		15.1	15.2	14.5
5 剖検率(%)		6.2	4.8	6.7
6 稼動病床100床あたり職員数(人)		142.3	147.6	150.9
7 患者1人1日当り診療収入(円) (本院のみ)	入 院	47,074	47,684	51,903
	外 来	10,331	10,610	10,443
8 診療収益に対する割合(%)	投薬注射収入	7.9	8.5	7.2
	検 査 収 入	7.3	7.4	7.2
	X 線 収 入	5.4	5.4	5.1
9 医業収益に対する職員給与費の割合(%)		54.2	54.9	56.1
10 平均年齢(才.ヶ月)	医 師	46.0	45.5	45.4
	看 護 師	39.6	39.8	40.1
	事 務 員	43.0	43.1	43.2
	医療技術員	42.5	42.9	43.3
	労 務 員	49.0	50.6	50.3
	全 職 員	41.4	41.5	41.8

V-8 経営分析2

項 目	算出基礎	年 度		
		20	21	22
1 固定資産構成比率 (%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産}+\text{流動資産}+\text{繰越勘定}} \times 100 =$	78.2	75.2	74.2
2 固定負債構成比率 (%)	$\frac{\text{固定負債}+\text{借入資本金}}{\text{負債資本合計}} \times 100 =$	67.9	68.5	65.7
3 自己資本構成比率 (%)	$\frac{\text{自己資本金}+\text{剰余金}}{\text{負債資本合計}} \times 100 =$	12.9	14.3	16.1
4 固定資産対長期資本比率 (%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金}+\text{剰余金}+\text{固定負債}} \times 100 =$	96.8	91.5	91.4
5 固定比率 (%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本金}+\text{剰余金}} \times 100 =$	604.5	529.4	465.8
6 流動比率 (%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100 =$	113.5	140.8	138.5
7 酸性試験比率 (%)	$\frac{\text{現金預金}+\text{未収金}}{\text{流動負債}} \times 100 =$	113.5	136.0	134.1
8 現金比率 (%)	$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100 =$	9.9	39.7	31.1
9 自己資本回転率 (回)	$\frac{\text{医業収益}}{\frac{\text{期首自己資本}+\text{期末自己資本}}{2}} =$ (注)自己資本=自己資本金+剰余金	6.7	1.4	1.3
10 固定資産回転率 (回)	$\frac{\text{医業収益}}{\frac{\text{期首固定資産}+\text{期末固定資産}}{2}} =$	1.1	0.3	0.3
11 減価償却率 (%)	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{有形固定資産}+\text{無形固定資産}-\text{土地}-\text{建設仮勘定}+\text{当年度減価償却費}} \times 100 =$	9.5	7.0	9.0
12 流動資産回転率 (回)	$\frac{\text{医業収益}}{\frac{\text{期首流動資産}+\text{期末流動資産}}{2}} =$	3.9	0.8	0.8
13 未収金回転率 (回)	$\frac{\text{医業収益}}{\frac{\text{期首未収金}+\text{期末未収金}}{2}} =$	4.4	1.1	1.1
14 総収支比率 (%)	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100 =$	100.0	100.2	99.7
15 経常収支比率 (%)	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100 =$	98.5	100.3	100.9
16 医業収支比率 (%)	$\frac{\text{医業収益}}{\text{医業費用}} \times 100 =$	91.9	92.0	93.7
17 利子負担率 (%)	$\frac{\text{支払利息}+\text{企業債取扱諸費}}{\text{負債}(\text{再建債}+\text{企業債}+\text{他会計借入金}+\text{一時借入金})+\text{借入資本金}} \times 100 =$	2.5	1.7	1.7
18 企業債償還元金対減価償却比率 (%)	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}(\text{借換債分を除く})}{\text{当年度減価償却費}} \times 100 =$	115.1	132.9	121.2
19 企業債償還元金対料金収入比率 (%)	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}(\text{借換債分を除く})}{\text{料金収入}} \times 100 =$	9.9	10.4	10.1
20 企業債利息対料金収入比率 (%)	$\frac{\text{企業債利息}}{\text{料金収入}} \times 100 =$	2.2	1.9	1.5
21 企業債元利償還元金対料金収入比率 (%)	$\frac{\text{建設改良のための企業債元利償還元金}(\text{借換債分を除く})}{\text{料金収入}} \times 100 =$	12.1	12.3	10.1
22 職員1人当り医業収益 (千円)	$\frac{\text{医業収益}}{\text{損益勘定所属職員数}} =$	16,865	15,331	17,359

V-9 経営分析3

項目	算出基礎	年 度		
		20	21	22
1 病床利用率(%) (一般)	$\frac{\text{年延入院患者数}}{\text{年延病床数}} \times 100 =$	80.0	81.0	79.6
2 1日平均患者数(人) 入 院	$\frac{\text{年延入院患者数}}{365日} =$	440	445	438
外 来	$\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{診療日数}} =$	994	1,013	983
3 外来入院患者比率(%)	$\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{年延入院患者数}} \times 100 =$	150.4	150.8	149.6
4 職員1人1日当り患者数(人) 入 院	$\frac{\text{年延入院患者数}}{\text{年延職員数}} =$	4.2	4.4	4.3
医 師 外 来	$\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{年延職員数}} =$	6.5	6.7	6.6
入 院	$\frac{\text{年延入院患者数}}{\text{年延職員数}} =$	0.9	0.9	0.9
看護部門 外 来	$\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{年延職員数}} =$	1.3	1.4	1.3
5 患者1人1日当り診療収入(円)	$\frac{\text{入院外来収益}}{\text{年延入院外来患者数}} =$	24,877	25,279	26,929
入 院	$\frac{\text{入院収益}}{\text{年延入院患者数}} =$	47,074	47,684	51,903
外 来	$\frac{\text{外来収益}}{\text{年延外来患者数}} =$	10,340	10,627	10,456
6 職員1人1日当り診療収入(円) 医 師	$\frac{\text{入院外来収益}}{\text{年延職員数}} =$	266,085	280,048	294,364
看護部門	$\frac{\text{入院外来収益}}{\text{年延職員数}} =$	54,990	58,844	60,013
7 患者1人1日当り薬品費(円)	$\frac{\text{薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}} =$	3,124	2,954	3,050
投 薬	$\frac{\text{投薬薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}} =$	512	475	463
注 射	$\frac{\text{注射薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}} =$	2,612	2,479	2,587
8 入院患者1人1日当り給食材料費(円)	$\frac{\text{患者用給食材料費}}{\text{年延入院患者数}} =$	639	599	633
9 投薬薬品使用効率(%)	$\frac{\text{薬品収入(投薬分)}}{\text{投薬用薬品払出原価}} \times 100 =$	48.2	49.6	44.7
10 注射薬品使用効率(%)	$\frac{\text{薬品収入(注射分)}}{\text{注射用薬品払出原価}} \times 100 =$	65.5	76.9	66.6
11 診療収入に対する割合(%) 投薬注射収入	$\frac{\text{投薬注射収入}}{\text{入院外来収益}} \times 100 =$	7.9	8.5	8.6
検査収入	$\frac{\text{検査収入}}{\text{入院外来収益}} \times 100 =$	7.3	7.4	7.2
X線収入	$\frac{\text{X線収入}}{\text{入院外来収益}} \times 100 =$	5.4	5.4	5.1
12 医業収益に対する医療材料費職員給与費の割合 医療材料費	$\frac{\text{医療材料費}}{\text{医業収益}} \times 100 =$	25.4	24.0	21.9
職員給与費	$\frac{\text{職員給与費}}{\text{医業収益}} \times 100 =$	54.2	54.9	56.1
13 検査の状況 患者100人当り検査件数(件)	$\frac{\text{年間検査件数}}{\text{年延入院外来患者数}} \times 100 =$	413.3	415.0	411.3
患者100人当りX線件数(件)	$\frac{\text{年間X線件数}}{\text{年延入院外来患者数}} \times 100 =$	23.7	23.7	23.8
検査技師1人当り検査件数(件)	$\frac{\text{年間検査件数}}{\text{年度末検査技師数}} =$	45,084	45,012	44,074
検査技師1人当り検査収入(千円)	$\frac{\text{検査収入}}{\text{年度末検査技師数}} =$	19,757	20,290	20,675
X線技師1人当りX線件数(件)	$\frac{\text{年間X線件数}}{\text{年度末X線技師数}} =$	5,694	5,725	5,619
X線技師1人当りX線収入(千円)	$\frac{\text{X線収入}}{\text{年度末X線技師数}} =$	32,300	33,035	32,186

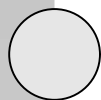
項 目	算出基礎	年 度		
		20	21	22
14 室料差額 1人1日当り徴収額(円)	最高額～最低額	6000～1000	6000～1000	6000～1000
入院収益に対する室料差額収入の割合(%)	$\frac{\text{室料差額収入}}{\text{入院収益}} \times 100 =$	0.8	0.8	0.7
経常利益に対する室料差額収入の割合(%)	$\frac{\text{室料差額収入}}{\text{経常収益}} \times 100 =$	0.5	0.5	0.5
15 病床100床当り職員数	$\frac{\text{年度末(各種職員数)}}{\text{年度末病床数}} \times 100 =$	142.3	147.6	150.9
16 他会計繰入金の状況 他会計繰入金経常収益比率(%)	$\frac{\text{他会計繰入金}}{\text{経常収益}} \times 100 =$	8.3	10.3	10.7
他会計繰入金医業収益比率(%)	$\frac{\text{他会計繰入金}}{\text{医業収益}} \times 100 =$	9.2	11.4	11.9
1床当り繰入金	$\frac{\text{他会計繰入金}}{\text{年度末病床数}} =$	1,681,185	2,185,153	2,373,705
17 実質収益対経常費用比率(%)	$\frac{\text{経常収益} - \text{他会計繰入金}}{\text{経常費用}} \times 100 =$	90.2	89.8	91.5
18 1床当り償却資産(千円)	$\frac{\text{償却資産(建物・機器)} - \text{引当金}}{\text{年度末病床数}} =$	15,303	19,647	18,165

V-10 医療機器等購入一覧

(1件200万円以上)

品名	購入年月日	設置場所
遺伝子増幅検出装置 OSNA 1式	H22. 7. 29	臨床病理科
高周波手術装置 1式	H22. 8. 30	中央手術部
超音波診断装置 Volson E8 1式	H22. 8. 31	産婦人科
ライカ手術顕微鏡用ハ化`ジョンカメラシステム 1式	H22. 9. 9	眼科
新生児カリオペ`α人工呼吸器用 無停電電源装置 8台	H22. 9. 21	新生児科
超音波画像診断装置 Vivid S6 2式	H22. 9. 24	新生児科
生体情報モニタシステム ダ`イテスコープ DS-7780W 1式	H22. 9. 29	救急診療部
保育器 1式	H22. 9. 30	新生児科
新生児・小児用人工呼吸器インファントフローサイ`アップ` 1式	H22. 10. 19	新生児科
生体情報モニタシステム ダ`イテスコープ DS-7740 1式	H22. 10. 26	ME機器センター
人工呼吸器ニュー`ポートベンチレータ モデルE100M 1式	H22. 11. 9	ME機器センター
総合肺機能検査装置FUDAC-77A 1式	H22. 12. 27	中央検査部
放射線医療情報画像システムサーバ`及びクライアント増設	H23. 1. 14	中央放射線部
大腸スコープ 1本	H23. 2. 9	内視鏡センター
生体情報モニタ 6式	H23. 3. 9	新生児科
頭部固定装置 1式	H23. 3. 14	整形外科
スチームコン`ベクションオーブン (ガス式) 1式	H23. 3. 28	栄養管理室
電話交換設備 1式	H23. 3. 30	電話交換室
ベッド更新分 患者用ベ`ット` 1式	H23. 3. 31	看護部
熱風消毒保管機 1台	H23. 3. 31	栄養管理室
無影灯 1式	H23. 3. 31	中央手術部
新生児用救急車 1台	H23. 3. 28	新生児科

VI 資料 (平成22年4月1日現在)



VI-1 資料

○熊本市病院事業の設置等に関する条例

昭和41年12月12日

条例第54号

(病院事業の設置)

第1条 市民の健康保持に必要な医療を提供するため、熊本市病院事業(以下「病院事業」という。)を設置し、その施設として熊本市立熊本市市民病院及び熊本市立熊本市市民病院附属芳野診療所並びに熊本市立植木病院を置く。

(平4条例25・全改、平18条例29・平20条例90・平22条例57・一部改正)

(法の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第1項の規定に基づき、病院事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を除く法の規定を平成21年4月1日から適用する。

(平20条例41・追加)

(経営の基本)

第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 前項の規定による運営のほか、熊本市立植木病院は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の規定に基づく事業を円滑に実施し、地域における保健施設として公衆衛生の向上及び増進に寄与し、国民健康保険の健全な運営に貢献するものとする。

3 診療科目は、次のとおりとする。

(1) 熊本市立熊本市市民病院

- ア 内科
- イ 精神科
- ウ 神経内科
- エ 呼吸器科
- オ 消化器科
- カ 循環器科
- キ リウマチ科
- ク 小児科
- ケ 外科
- コ 整形外科
- サ 脳神経外科
- シ 呼吸器外科
- ス 心臓血管外科
- セ 小児外科
- ソ 皮膚科
- タ 泌尿器科
- チ 産婦人科
- ツ 眼科
- テ 耳鼻いんこう科
- ト 放射線科

- ナ 歯科
- ニ 麻酔科
- (2) 熊本市立熊本市民病院附属芳野診療所
 - ア 内科
 - イ 小児科
 - ウ 外科
- (3) 熊本市立植木病院
 - ア 内科
 - イ 外科
 - ウ 整形外科
 - エ 循環器科
 - オ 脳神経外科
 - カ リハビリテーション科
 - キ 放射線科
 - ク 麻酔科

4 病床数は、次のとおりとする。

(1) 熊本市立熊本市民病院

一般病床 550床

感染症病床 12床

(2) 熊本市立植木病院

一般病床 102床

療養病床 39床

(昭42条例58・昭43条例26・昭45条例17・昭45条例45・昭54条例25・昭56条例35・昭59条例16・昭60条例20・平2条例23・平4条例25・平5条例17・平8条例37・平18条例29・平18条例52・一部改正、平20条例41・旧第2条繰下、平20条例90・平22条例57・一部改正)

(組織)

第4条 法第14条の規定に基づき、病院事業の管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、病院局を置く。

(平20条例41・追加)

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が3,500万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(昭61条例34・平14条例44・平14条例45・一部改正、平20条例41・旧第3条繰下・一部改正)

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

(平14条例45・一部改正、平20条例41・旧第4条繰下)

(議会の議決を要する法律上市の義務に属する賠償額)

第7条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が600万円以上のものとする。

(昭42条例40・昭45条例17・平14条例45・一部改正、平20条例41・旧第5条繰下)

(業務状況説明書類の提出)

第8条 管理者は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

(平14条例44・平14条例45・一部改正、平20条例41・旧第6条繰下・一部改正)

附 則 抄

1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

2 昭和42年1月1日から同年3月31日までの間に行われる資産の取得及び処分に対する第3条の規定の適用については、同条中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第33条第2項の規定により予算で定め」とあるのは、「地方公営企業法の一部を改正する法律(昭和41年法律第120号)附則第2条第3項の規定により適用される地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第33条第2項の規定により議会の議決を経」とする。

(平14条例45・一部改正)

附 則(昭和42年10月16日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年12月25日条例第58号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年3月30日条例第26号)

改正 昭和45年3月18日条例第17号

1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

2 地方公営企業法の一部を改正する法律(昭和41年法律第120号)附則第3条第4項の規定に基づき、法第17条の2及び第17条の3の規定は当分の間適用しない。

(昭45条例17・一部改正)

附 則(昭和45年3月18日条例第17号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月19日条例第25号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年9月24日条例第35号)

この条例は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月30日条例第16号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和59年4月17日規則第27号で昭和59年4月18日から施行)

附 則(昭和60年6月20日条例第20号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和60年6月29日規則第34号で第2条第2項第1号の改正規定は、昭和60年7月1日から施行)

(昭和60年12月10日規則第62号で第2条第3項第1号の改正規定は、昭和60年12月10日から施行)

附 則(昭和61年9月27日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年3月29日条例第23号)

この条例は、平成2年6月1日から施行する。

附 則(平成4年3月31日条例第25号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月26日条例第17号)

この条例は、平成5年6月1日から施行する。

附 則(平成8年12月20日条例第37号)

この条例は、平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成14年9月24日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月25日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月30日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(熊本市特別会計条例の一部改正)

3 熊本市特別会計条例(昭和39年条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(熊本市立熊本産院条例の一部改正)

4 熊本市立熊本産院条例(昭和39年条例第22号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(熊本市立熊本市民病院条例の一部改正)

5 熊本市立熊本市民病院条例(昭和39年条例第30号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(検討)

- 6 熊本市立熊本市市民病院附属熊本産院については、この条例の施行後2年を目途として本市における妊産婦に対する支援等の状況について総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成18年9月20日条例第52号)

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成20年7月1日条例第41号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月19日条例第90号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年12月31日から施行する。

(熊本市立熊本市市民病院附属熊本産院条例の廃止)

- 2 熊本市立熊本市市民病院附属熊本産院条例(昭和39年条例第22号)は、廃止する。

附 則(平成22年3月8日条例第57号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。ただし、第3条第3項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(熊本市国民健康保険条例の一部改正)

- 2 熊本市国民健康保険条例(昭和50年条例第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

VI-2 資料

○熊本市病院事業条例

平成20年12月24日

条例第117号

(趣旨)

第1条 この条例は、熊本市立熊本市市民病院及び熊本市立熊本市市民病院附属芳野診療所並びに熊本市立植木病院(以下「病院等」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平22条例58・一部改正)

(位置)

第2条 病院等の位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熊本市立熊本市市民病院	熊本市湖東1丁目1番60号
熊本市立熊本市市民病院附属芳野診療所	熊本市河内町野出1410番地
熊本市立植木病院	熊本市植木町岩野285番地29

(平22条例58・一部改正)

(使用料及び手数料の納付)

第3条 病院等を利用する者は、使用料又は手数料を納めなければならない。

2 使用料及び手数料は、その都度納めなければならない。ただし、入院の場合の使用料は、病院事業管理者(以下「管理者」という。)が別に定めるところにより納めなければならない。

(使用料及び手数料の額)

第4条 使用料は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定めた算定方法、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定めた基準その他法令等により定められた基準等によって算定した額とする。

2 健康保険法、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等の保険者その他これらに準ずる団体の委託を受け、その被保険者又は団体員及びその家族の診療を行う場合の使用料及び手数料並びにその徴収方法については、法令又は本市との協定の定めるところによる。

3 熊本市立熊本市市民病院の初診(他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。)における使用料については、前2項の規定により算定した額に750円を加算する。

4 セカンドオピニオン相談(他の医療機関において診療を受けている者又はその家族等が、当該診療について、主治医以外の医師から意見、説明等を聴くために行う相談をいう。)に係る使用料は、1回につき、相談時間30分までごとに7,500円とする。

5 予防接種、健康診断等(以下「予防接種等」という。)の使用料で、前各項の規定により難しい場合の使用料は、行政官庁の告示及び通知、実費、近隣の病院の状況等を参考に病院等ごとに管理者が定める額とする。ただし、本市との間に予防接種等に関し契約のある場合の使用料については、その契約の定めるところによる。

6 熊本市立熊本市市民病院の特別室を使用する場合は、前各項の規定により算定した額に1

日につき次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額を加算する。ただし、本市の住民基本台帳に記録されていない者又は外国人登録原票に登録されていない者については、同表に掲げる金額に100分の150を乗じて得た額を加算するものとする。

区分	金額
A室 1人用(トイレ及び洗面所設置)	4,000円
B室 1人用	2,000円
C室 2人用	1,000円

7 熊本市立植木病院の特別室を使用する場合は、第1項から第5項までの規定により算出した額に1日につき次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額を加算する。

区分	金額
A室 1人用(応接セット及び浴室設置)	5,250円
B室 1人用	3,150円
C室 1人用(療養病棟)	2,630円

8 入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護(健康保険法第63条第2項第4号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号の選定療養に該当するものに限る。)については、第1項及び第2項に規定する使用料のほか、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号)第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数(その点数に1点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)に相当する額を納付しなければならない。

9 手数料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

区分	金額
普通診断書	2,100円
死亡診断書	2,100円
死体検案書	5,250円
生命保険用診断書	5,250円
厚生年金診断書	5,250円
国民年金診断書	5,250円
休職・復職診断書	1,050円
恩給診断書	4,200円
傷害関係診断書	4,200円
身体障害者手帳申請用診断書	5,250円
自動車損害賠償保険診断書	5,250円
自動車損害賠償保険明細書	3,150円
新規申請(在宅)に係る介護保険主治医意見書	5,250円
新規申請(施設入所)に係る介護保険主治医意見書	4,200円
継続申請(在宅)に係る介護保険主治医意見書	4,200円
継続申請(施設入所)に係る介護保険主治医意見書	3,150円
上記以外の文書	5,250円以下において管理者が定める額

10 熊本市立熊本市市民病院の駐車場の使用料は、次のとおりとする。

- (1) 駐車時間が24時間までの場合 30分を超え5時間までのときは100円、5時間を超えるときは100円に30分までごとに100円を加えた額(その額が1,000円を超えるときは、1,000円)
- (2) 駐車時間が24時間を超える場合 1,000円に24時間までごとに1,000円を加え、24時間に満たない駐車時間30分までごとに100円を加えた額(24時間に満たない駐車時間30分までごとに100円を加える額が1,000円を超えるときは、1,000円を加えた額)
(平22条例58・一部改正)

(使用料及び手数料の減免)

第5条 管理者は、病院等を利用する者の生活が著しく困難なときその他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免することができる。

(損害賠償の義務)

第6条 病院等を利用する者は、病院等の施設又は備品等を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(熊本市立熊本市市民病院条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 熊本市立熊本市市民病院条例(昭和39年条例第30号)
 - (2) 熊本市立熊本市市民病院附属芳野診療所条例(平成2年条例第82号)
(熊本市立熊本市市民病院条例等の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の熊本市立熊本市市民病院条例及び熊本市立熊本市市民病院附属芳野診療所条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
(熊本市立熊本市市民病院附属熊本産院条例の一部改正)
- 4 熊本市立熊本市市民病院附属熊本産院条例(昭和39年条例第22号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成22年3月8日条例第58号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。
(経過措置)
- 2 鹿本郡植木町の編入の日(以下「植木町編入日」という。)前に旧植木町国民健康保険植木病院条例(昭和30年条例第95号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の熊本市病院事業条例(以下「新条例」という。)の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 植木町編入日前に利用の申込みがなされた植木町国民健康保険植木病院の手数料の額については、新条例第4条第9項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 植木町編入日前に利用の申込みがなされた熊本市立熊本市民病院又は熊本市立熊本市民病院附属芳野診療所の手数料の額については、新条例第4条第9項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 新条例第4条第8項の規定は、熊本市立熊本市民病院にあつては、植木町編入日から平成22年3月31日までの間は適用しない。

VI-3 資料

○熊本市病院事業条例施行規程

平成21年3月31日
病院局規程第24号

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市病院事業条例(平成20年条例第117号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(診療時間等)

第2条 熊本市立熊本市市民病院(以下「市民病院」という。)及び熊本市立熊本市市民病院附属芳野診療所(以下「診療所」という。)並びに熊本市立植木病院(以下「植木病院」という。)の受付時間は、次のとおりとする。

- (1) 市民病院 午前8時30分から午後3時(初診患者及び再診患者のうち予約のないものにあつては、午前11時)まで
- (2) 診療所 午前8時30分(木曜日にあつては、午後1時)から午後4時(月曜日にあつては、正午)まで
- (3) 植木病院 午前8時30分から午前11時30分まで

2 市民病院及び診療所並びに植木病院(以下「病院等」という。)の診療時間は、次のとおりとする。

- (1) 市民病院 午前8時30分から午後5時まで
- (2) 診療所 午前9時(木曜日にあつては、午後1時)から午後5時(月曜日にあつては、正午)まで
- (3) 植木病院 午前8時30分から午後5時まで

3 病院等の休診日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日とする。

4 前3項の規定にかかわらず、急患の場合又は病院事業管理者(以下「管理者」という。)が特に認めた場合は、この限りでない。

(平22病院局規程17・一部改正)

(診療の申込み)

第3条 病院等において診療を受けようとする者は、初診の際に診療申込書に所定の事項を記入し、診察券の交付を受けなければならない。この場合において、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、健康保険法(大正11年法律第70号)その他の社会保険に関する法令又は生活保護法(昭和25年法律第144号)その他の医療の給付に関する法令(条例及び規則を含む。)により診療を受けようとする者(以下「被保険者等」という。)は、被保険者証等の証票を併せて提示しなければならない。

2 前項の規定により診察券の交付を受けた者は、受診の都度これを提示するほか、被保険者等にあつては、被保険者の資格等の変更の都度又は初診の日からおおむね1月ごとに、被保険者証等の証票を提示しなければならない。

(平22病院局規程17・一部改正)

(入院の申込み)

第4条 市民病院又は植木病院に入院しようとする者は、入院申込書及び誓約書を管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合は、入院後に提出し、又は代理の者が提出することができる。

2 市民病院又は植木病院に入院しようとする者は、身元引受人及び連帯保証人を立てなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(平22病院局規程17・一部改正)

(退院の手続)

第5条 入院患者が退院しようとするときは、管理者の承認を受けなければならない。

(秩序の維持)

第6条 診療等を受ける者及びその関係者は、管理者の指示を遵守し、病院等における秩序の維持に協力しなければならない。

(平22病院局規程17・一部改正)

(診療等の拒否)

第7条 管理者は、次に掲げる場合は、診療等若しくは入院を拒否し、又は退院させることができる。

- (1) 入院患者が定員に達したとき。
- (2) 外来診療又は入院診療の必要がなくなったとき。
- (3) 風紀若しくは公の秩序を乱し、又は他人に危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (4) 建物設備を滅失し、又は損傷するおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認めるとき。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に熊本市立熊本市市民病院条例(昭和39年条例第30号)第6条第1項の規定により市長の許可を受けている者は、この規程の施行の日に第4条第1項の規定による管理者の許可を受けたものとみなす。

附 則(平成22年3月19日病院局規程第17号)

この規程は、平成22年3月23日から施行する。

VI-4 資料

○熊本市病院局事務分掌規程

平成21年3月31日

病院局規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第9条第1号の規定に基づき、熊本市病院局の分課及び分掌を定めることを目的とする。

(平21病院局規程30・一部改正)

(分課)

第2条 分課は、次のとおりとする。

熊本市民病院

内科

精神科

神経内科

呼吸器科

消化器科

循環器科

リウマチ科

小児科

外科

整形外科

脳神経外科

呼吸器外科

心臓血管外科

小児外科

皮膚科

泌尿器科

産婦人科

眼科

耳鼻いんこう科

放射線科

歯科

麻酔科

代謝内科

感染症科

血液・腫瘍内科

腎臓科

新生児科

乳腺内分泌外科

小児心臓外科

小児循環器科

臨床病理科

救急診療部
薬剤部
中央手術部
集中治療部
中央放射線部
中央検査部
 中央材料室
 リハビリテーション室
 医療情報室
 地域連携室
 栄養管理室
看護部
事務局
 総務課
 経営企画課
 出納室
 医事課
熊本市市民病院附属芳野診療所
植木病院
 診療部
 内科
 外科
 整形外科
 循環器科
 脳神経外科
 放射線科
 リハビリテーション科
 地域医療連携室
 健診部
 診療放射線部
 リハビリテーション室
 薬剤部
 検査部
 栄養管理室
 診療情報管理室
看護部
事務局

(平21病院局規程30・平22病院局規程3・平22病院局規程18・一部改正)

(職員)

第3条 熊本市市民病院に院長、副院長、首席診療部長及び診療部長を置く。

2 熊本市市民病院の診療科に科部長及び医長を、部に部長を、室に室長を、看護部に看護部長及び看護師長を、事務局に事務局長を、課に課長、課長補佐及び主査を、栄養管理室に主査を置く。

- 3 熊本市民病院の部(看護部を除く。)に次長、技師長、主任薬剤師、主任放射線技師、主任検査技師及び主任理学療法士を、看護部に副看護部長及び主任看護師を、室に参事を置くことができる。
- 4 熊本市民病院の事務局に首席医療審議員、首席衛生審議員、首席契約担当審議員、首席工事検査審議員、医療審議員、衛生審議員、契約担当審議員、工事検査審議員、主幹、工事検査主幹、参事及び工事検査員を置くことができる。
- 5 熊本市民病院附属芳野診療所(以下「診療所」という。)に所長及び事務長を置く。
- 6 植木病院に院長及び副院長を置く。
- 7 植木病院の診療部に診療部長を、診療科に科部長及び医長を、部に部長を、室に室長を、看護部に看護部長及び看護師長を、事務局に事務局長、局長補佐及び主査を置く。
- 8 植木病院の部(看護部を除く。)及び室に、主任保健師、主任放射線技師、主任理学療法士、主任検査技師、主任薬剤師及び主任栄養士を、看護部に主任看護師を置くことができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、必要な職員を置くことができる。

(平22病院局規程3・平22病院局規程18・一部改正)

(職務)

第4条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 院長 上司の命を受け、病院を統括し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 副院長 院長を補佐し、院長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 首席診療部長 上司の命を受け、診療部長、診療各科、各部及び各室の業務を統括し、その所属職員を指揮監督する。
- (4) 診療部長 上司の命を受け、診療各科、各部及び各室の業務を統括し、その所属職員を指揮監督する。
- (5) 科部長 上司の命を受け、担当科の診療業務に従事し、所属職員を指揮監督する。
- (6) 医長 科部長を補佐し、科部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (7) 部長 上司の命を受け、担当部の業務に従事し、所属職員を指揮監督する。
- (8) 室長 上司の命を受け、担当室の業務に従事し、所属職員を指揮監督する。
- (9) 次長及び技師長 部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (10) 室長補佐 室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (11) 主任薬剤師、主任放射線技師、主任検査技師、主任理学療法士、主任保健師及び主任栄養士 上司の命を受け、所管の事務を分担し、所属職員を指揮監督する。
- (12) 看護部長 上司の命を受け、看護部の業務を統括し、所属職員を指揮監督する。
- (13) 副看護部長 看護部長を補佐し、看護部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (14) 看護師長 上司の命を受け、看護業務を分担し、所属職員を指揮監督する。
- (15) 事務局長 上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (16) 首席医療審議員、首席衛生審議員、首席契約担当審議員及び首席工事検査審議員 上司の命を受け、病院局の主要施策に関する特定の事項について企画し、及び立案し、並びに関係事務を統括整理し、並びに関係職員の指導及び教育を行う。
- (17) 課長 上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (18) 医療審議員、衛生審議員、契約担当審議員及び工事検査審議員 上司の命を受け、特命事項の企画及び立案に参画し、並びに関係事務を統括整理し、並びに関係職員の指導及び教育を行う。

- (19) 課長補佐 課長の職務に係る事項及びその他の決定事項について全般的に補佐し、あらかじめ定められた事項について代行する。
- (20) 局長補佐 事務局長の職務に係る事項及びその他の決定事項について全般的に補佐し、あらかじめ定められた事項について代行する。
- (21) 主幹 上司の命を受け、課の主要施策に関する特定の事項の調査、研究及び実施に携わる。
- (22) 主査 上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、指示された特定事項の企画、調査、研究及び実施に携わる。
- (23) 参事その他専門職位 上司の命を受け、指示された専門事項その他特定の事務事業の調査、研究及び実施に携わる。
- (24) 所長 上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (25) 事務長 上司の命を受けて庶務を担当し、所属職員を指揮監督する。
- (26) その他の職員 上司の命を受け、事務又は業務に従事する。

(平22病院局規程3・平22病院局規程18・一部改正)

(事務分掌)

第5条 事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

熊本市民病院

診療各科

- (1) 患者の診療に関すること。
- (2) 病理組織の診断及び病理解剖に関すること。
- (3) 医務に属する諸検査及び鑑定に関すること。
- (4) 診療統計に関すること。
- (5) 付添人、看護人及び面会人に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、医務に関すること。

救急診療部

- (1) 救急患者の診察に関すること。

薬剤部

- (1) 調剤及び製剤に関すること。
- (2) 薬品の試験検査に関すること。
- (3) 薬品の出納及び保管に関すること。
- (4) 処方箋の整理及び保管に関すること。
- (5) 所管器具の管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、薬務に関すること。

中央手術部

- (1) 手術に関すること。

集中治療部

- (1) 救急重症患者の集中治療に関すること。

中央放射線部

- (1) エックス線透視及び撮影に関すること。
- (2) 放射線照射に関すること。

中央検査部

- (1) 臨床検査に関すること。

中央材料室

- (1) 医療用備品、材料及び消耗品の整備に関する事。
- (2) 医療用備品、材料及び消耗品の滅菌に関する事。

リハビリテーション室

- (1) 機能回復訓練に関する事。

医療情報室

- (1) 電算システムの開発及び管理に関する事。
- (2) 医学情報の収集及び管理に関する事。
- (3) 診療記録の管理に関する事。

地域連携室

- (1) 病診連携に関する事。
- (2) 総合相談窓口に関する事。

栄養管理室

- (1) 給食に関する事。
- (2) 栄養指導に関する事。

看護部

- (1) 患者の看護に関する事。
- (2) 看護師の勤務統制に関する事。
- (3) 看護師の研修に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、看護業務に関する事。
- (5) 病棟の整理整頓に関する事。

事務局

総務課

- (1) 病院局内の総合的調整に関する事。
- (2) 病院局内事務の連絡調整に関する事。
- (3) 条例、規程等の制定改廃に関する事。
- (4) 病院局職員の任用、服務及び研修に関する事。
- (5) 病院局職員の給与及び退職手当に関する事。
- (6) 労務管理、労働安全及び衛生管理に関する事。
- (7) 職員の公務災害に関する事。
- (8) 病院の維持管理及び工事等に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、他課に属しない事項に関する事。

産院庶務室

- (1) 旧熊本産院の管理に関する事。

経営企画課

- (1) 病院事業経営の企画調整及び調査、分析並びに改善に関する事。
- (2) 病院局の予算に関する事。
- (3) 企画、財政計画及び資金計画に関する事。
- (4) 企業債、補助金、治験等の収入に関する事。
- (5) 工事等の請負契約及びそれに係る検査に関する事。
- (6) 物品の購入及び修理並びにそれらの支出の統括に関する事。
- (7) 物品等の管理に関する事。
- (8) 職員の被服貸与に関する事。
- (9) 出納室に関する事。

出納室

- (1) 決算に関すること。
- (2) 収入金に関すること。
- (3) 支払の審査及び執行に関すること。
- (4) 現金及び有価証券の保管並びに出納に関すること。
- (5) 監査に関すること。
- (6) 財産の所有、管理及び処分に関すること。

医事課

- (1) 診療報酬請求等に関すること。
- (2) 診療証明書、入院証明書及びその他の証明書の発行に関すること。
- (3) 医療相談及び患者統計に関すること。
- (4) 患者の受付及び入退院に関すること。

診療所

- (1) 患者の診療に関すること。
- (2) 医務に属する諸検査及び鑑定に関すること。
- (3) 調剤及び薬品の保管に関すること。
- (4) 診療統計に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、医務に関すること。

植木病院

診療部

診療各科

- (1) 患者の診療に関すること。
- (2) 救急患者の診察に関すること。
- (3) 医務に属する諸検査及び鑑定に関すること。
- (4) 付添人、看護人及び面会人に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、医務に関すること。

地域医療連携室

- (1) 地域医療連携に関すること。
- (2) 保健医療福祉の連携に関すること。

健診部

- (1) 健診に関すること。

診療放射線部

- (1) 放射線に関すること。

リハビリテーション室

- (1) 機能回復訓練に関すること。

薬剤部

- (1) 薬務に関すること。

検査部

- (1) 臨床検査に関すること。

栄養管理室

- (1) 栄養指導及び給食に関すること。

診療情報管理室

- (1) 診療記録の管理に関すること。

- (2) 診療統計及び分析に関すること。

看護部

- (1) 患者の看護に関すること。
- (2) 看護師の勤務統制に関すること。
- (3) 看護師の研修に関すること。
- (4) 病棟の管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、看護業務に関すること。
- (6) 手術に関すること。
- (7) 医療用備品、材料及び消耗品の整備に関すること。
- (8) 医療用備品、材料及び消耗品の滅菌に関すること。

事務局

- (1) 文書事務に関すること。
- (2) 職員の人事及び給与に関すること。
- (3) 予算に関すること。
- (4) 決算に関すること。
- (5) 土地及び建物に関すること。
- (6) 物品等に関すること。
- (7) 患者の受付及び入退院に関すること。
- (8) 診療報酬請求等に関すること。
- (9) 医事に関する諸統計に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、植木病院の庶務に関すること。

(平21病院局規程30・平22病院局規程3・平22病院局規程18・一部改正)

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、臨時又は特殊の事項については、管理者がその分掌を定める。

(平21病院局規程30・一部改正)

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月25日病院局規程第30号)

この規程は、平成21年12月31日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月19日病院局規程第3号)

この規程は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成22年3月31日病院局規程第18号)

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(熊本市病院局文書規程の一部改正)

2 熊本市病院局文書規程(平成21年病院局規程第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(熊本市病院局事務決裁規程の一部改正)

3 熊本市病院局事務決裁規程(平成21年病院局規程第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(熊本市病院局公印保管使用規程の一部改正)

4 熊本市病院局公印保管使用規程(平成21年病院局規程第5号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(熊本市病院事業企業職員職名規程の一部改正)

5 熊本市病院事業企業職員職名規程(平成21年病院局規程第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(熊本市病院局安全衛生委員会規程の一部改正)

6 熊本市病院局安全衛生委員会規程(平成21年病院局規程第13号)の一部を改正のように改正する。

〔次のよう〕略

(熊本市病院局職員被服貸与規程の一部改正)

7 熊本市病院局職員被服貸与規程(平成21年病院局規程第20号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

VI-5 資料

○熊本市病院局事務決裁規程

平成21年3月31日

病院局規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、病院事業管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務の処理について、決裁の権限と責任の所在を明確にすることによって、事務能率の向上を図ることを目的とする。

(平21病院局規程31・一部改正)

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職位 職員に付与された職務権限上の地位及びその地位にある者をいう。

(2) 職務権限 各職位の職務遂行上の責任と権限をいう。

(院長専決事項)

第3条 次の事項は、院長の専決とする。

(1) 入院及び退院の許可に関すること。

(2) 診療契約に関すること。

(3) 所属医師(管理者(管理者が医師である場合に限る。))及び院長を除く。)及び所属看護部長の旅行命令に関すること。

(平22病院局規程4・一部改正)

(副院長専決事項)

第4条 次の事項は、副院長の専決とする。

(1) 所属首席診療部長、診療部長及び科部長等の服務に関すること。

(看護部長専決事項)

第5条 次の事項は、熊本市市民病院の看護部長の専決とする。

(1) 副看護部長の服務に関すること。

(平22病院局規程4・一部改正)

(首席診療部長及び診療部長専決事項)

第6条 次の事項は、首席診療部長及び診療部長の専決とする。

(1) 所属科部長の服務に関すること。

(科部長等専決事項)

第7条 次の事項は、科部長、中央放射線部長、中央検査部長、リハビリテーション室長、医療情報室長、薬剤部長及び副看護部長の専決とする。

(1) 所属職員の服務に関すること。

(2) 定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答及び通知に関すること。

(事務局長専決事項)

第8条 次の事項は、事務局長(植木病院にあつては院長)の専決とする。

(1) 6,000万円未満の工事施行に関すること。

(2) 3,500万円未満の委託に関すること。

(3) 1,000万円未満の物件、労力その他の供給に関すること。

- (4) 2,000万円未満の用地買収に関する事。
- (5) 200万円未満の財産の処分に関する事。
- (6) 職務の級が7級の職員(熊本市民病院にあっては看護部長を除く。)及び課長(植木病院にあっては事務局長)の旅行命令に関する事。
- (7) 熊本市職員等の旅費支給に関する条例(昭和33年条例第22号)第3条第4項に規定する旅行依頼及び旅費支給の決定に関する事。
- (8) 所属職員の事務局(植木病院にあっては病院)内での臨時的な配置換えに関する事。
- (9) 所管事務に係る重要な経由、進達、申請、報告、照会、回答、通知並びに許可及びその取消しに関する事。
- (10) 病院内刊行物の編集及び発行に関する事。
- (11) 所管に係る公の施設の開館時間及び休館日の変更に関する事。
- (12) 熊本市放置自動車防止条例(平成14年条例第30号)第14条の規定に基づく措置命令に関する事。
- (13) 使用料、占用料その他収入の不納欠損処分に関する事。
- (14) 公の施設及び行政財産の使用許可並びにその取消しに関する事。
- (15) 一時借入金及び公債の処理に関する事。
- (16) 各種負担金、補助金、交付金等の請求に関する事。
- (17) 前各号に準ずる事。
- (18) 事務局長専決事項に属する事務に係る支出命令
- (19) 現金支出を伴わない経費について、予算に定める金額を超えて支出する事。
(平22病院局規程4・一部改正)

(課長専決事項)

第9条 次の事項は、課長(植木病院にあっては事務局長)の専決とする。

課長共通専決事項

- (1) 3,000万円未満の工事施行に関する事。
- (2) 1,000万円未満の委託(熊本市民病院附属芳野診療所(以下「診療所」という。)に係るものを除く。)に関する事。
- (3) 500万円未満の物件(熊本市民病院にあっては給食材料を除く。)、労力その他の供給に関する事(診療所に係るものを除く。)
- (4) 1,000万円未満の用地買収に関する事。
- (5) 定例による予算定額の補助金、貸付金、奨励金等の交付決定及び支出負担行為の整理に関する事。
- (6) 定例による所管事業施行上の宣伝及び広告に関する事。
- (7) 定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、統計、調査、届出、回答、通知並びに許可及びその取消しに関する事。
- (8) 使用料、手数料、利子、延滞金その他の収入金の調定、更正、取消し及び納期延長並びに定めのある基準による減免に関する事。
- (9) 所属職員の事務分担及び旅行命令に関する事。
- (10) 服務に関する事。
- (11) 管理に属する場所における熊本市放置自動車防止条例第12条の規定に基づく勧告及び同条例第18条第1項の規定に基づく認定に関する事。
- (12) 納入通知書、督促状及び催告状等の発行に関する事。
- (13) 過誤納金の処理に関する事。

- (14) 科目更正に関する事。
- (15) 前各号に準ずる事。

総務課長専決事項

- (1) 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る届の認定に関する事。
- (2) 職員の安全衛生及び福利厚生に関する事。
- (3) 職員の服務についての諸願届の承認に関する事。
- (4) 職員の給与及び退職手当の支払に関する事。
- (5) 臨時職員の雇用に関する事。
- (6) 職員の児童手当の認定に関する事。
- (7) 職員の健康診断に関する事。
- (8) 報酬の支払に関する事。
- (9) 臨時職員の賃金支払に関する事。
- (10) 社会保険料の支出に関する事。
- (11) 光熱水費の支出に関する事。
- (12) 課長共通専決事項に定めるもののほか、旅行命令が他の職位の専決事項となっている職員以外の職員の旅行命令に関する事。
- (13) 旅費及び費用弁償の支払に関する事。
- (14) 公示に関する事。
- (15) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号及び第3号に規定する非常勤特別職の旅行命令及び旅費支給の決定に関する事。
- (16) 病院の維持管理上必要な措置の決定に関する事。
- (17) 公用自動車の管理に関する事。
- (18) 200万円以上500万円未満の給食材料の供給に関する事。
- (19) 200万円以上500万円未満の診療所に係る物件、労力その他の供給に関する事。
- (20) 200万円以上1,000万円未満の診療所に係る委託に関する事。
- (21) 課長共通専決事項及び総務課長専決事項に属する事務に係る支出命令

経営企画課長専決事項

- (1) 報道機関に対する資料の提供その他広報に関する事。
- (2) 職員の被服の貸与に関する事。
- (3) 工事等の入札の執行に関する事。
- (4) 工事等に係る競争入札案件の公告に関する事。
- (5) 工事等の入札参加者の選定等に関する事。
- (6) 予算の配当に関する事。
- (7) 予備費補充に関する事。
- (8) 予算の流用に関する事。
- (9) 不動産の登記に関する事。
- (10) 課長共通専決事項及び経営企画課長専決事項に属する事務に係る支出命令

医事課長専決事項

- (1) 診療報酬請求に関する事。
- (2) 各種証明書の発行に関する事。
- (3) 課長共通専決事項及び医事課長専決事項に属する事務に係る支出命令

植木病院事務局長専決事項

- (1) 職員の安全衛生及び福利厚生に関すること。
- (2) 職員の服務についての諸願届の承認に関すること。
- (3) 職員の給与及び退職手当の支払に関すること。
- (4) 臨時職員の雇用に関すること。
- (5) 職員の健康診断に関すること。
- (6) 報酬の支払に関すること。
- (7) 臨時職員の賃金支払に関すること。
- (8) 社会保険料の支出に関すること。
- (9) 光熱水費の支出に関すること。
- (10) 課長共通専決事項に定めるもののほか、旅行命令が他の職位の専決事項となっている職員以外の職員の旅行命令に関すること。
- (11) 旅費及び費用弁償の支払に関すること。
- (12) 地方公務員法第3条第3項第2号及び第3号に規定する非常勤特別職の旅行命令及び旅費支給の決定に関すること。
- (13) 病院の維持管理上必要な措置の決定に関すること。
- (14) 公用自動車の管理に関すること。
- (15) 報道機関に対する資料の提供その他広報に関すること。
- (16) 職員の被服の貸与に関すること。
- (17) 予算の配当に関すること。
- (18) 予備費補充に関すること。
- (19) 予算の流用に関すること。
- (20) 不動産の登記に関すること。
- (21) 診療報酬請求に関すること。
- (22) 各種証明書の発行に関すること。
- (23) 科目振替に関すること。
- (24) 預り金の支払に関すること。
- (25) 不用品の処分に関すること。
- (26) 課長共通専決事項及び植木病院事務局長専決事項に属する事務に係る支出命令
(平21病院局規程31・平22病院局規程4・一部改正)

(室長専決事項)

第10条 次の事項は、室長の専決とする。ただし、栄養管理室長専決事項については、熊本市民病院の栄養管理室長に限る。

室長共通専決事項

- (1) 所属職員の服務に関すること。
- (2) 定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答及び通知に関すること。

出納室長専決事項

- (1) 科目振替に関すること。
- (2) 預り金の支払に関すること。
- (3) 不用品の処分に関すること。

栄養管理室長専決事項

- (1) 200万円未満の給食材料の供給に関すること。
- (2) 前号に係る支出命令

(平21病院局規程31・平22病院局規程4・一部改正)

(事務長専決事項)

第11条 次の事項は、事務長の専決とする。

- (1) 所属職員の服務に関すること。
- (2) 定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答及び通知に関すること。
- (3) 200万円未満の委託及び物件、労力その他の供給に関すること。
- (4) 前号に係る支出命令

(技師長専決事項)

第12条 次の事項は、技師長の専決とする。

- (1) 所属職員の服務に関すること。
- (2) 定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答及び通知に関すること。

(主査専決事項)

第13条 次の事項は、主査の専決とする。

- (1) 所管事務に係る定例かつ軽易な報告、照会、回答及び通知に関すること。
- (2) 公簿の閲覧に関すること。
- (3) 公簿及び所管事項の事実に基づく証明並びに公簿の写しの交付に関すること。
- (4) 電報発信依頼に関すること。
- (5) 一定の処理基準に基づく登録届出等の処理に関すること。
- (6) 前各号に準ずること。

(平22病院局規程18・一部改正)

(その他の専決)

第14条 工事等の請負契約に係る事項であって事務局長(植木病院にあつては院長。以下この項において同じ。)が専決するものについては、事務局長は、管理者の承認を得て、首席契約担当審議員に専決させることができる。

2 工事等の請負契約に係る事項であって経営企画課長(植木病院にあつては事務局長。以下この項において同じ。)が専決するものについては、経営企画課長は、管理者の承認を得て、契約担当審議員に専決させることができる。

(平22病院局規程4・一部改正)

(専決事項の特例)

第15条 この規程に定める事項であっても次の各号のいずれかに該当するものについては、上司の決裁又は指示を受けなければならない。

- (1) 異例又は先例になると認められるもの
- (2) 規定の解釈上疑義があるもの
- (3) 紛争のあるもの又は将来において義務負担の伴うもの
- (4) 前3号に定めるもののほか、重要な意思決定又は上司が了知しておく必要があると認められるもの

(合議)

第16条 この規程の定めるところにより専決できる事項であっても他の職位に関連を有するものについては、当該職位に合議しなければならない。

(代決)

第17条 管理者の決裁を受けるべき事項について、管理者が出張等により不在(以下「不在」

- という。)であるときは、急施を要する事務に限り、院長がその事務を代決する。
- 2 前項の規定により代決する場合において、院長が不在のときは、急施を要する事務に限り、事務局長がその事務を代決する。
 - 3 院長専決事項について、院長が不在のときは、急施を要する事務に限り所管の副院長がその事務を代決する。
 - 4 前項の規定により代決する場合において、副院長に事故があるときは、所管の首席診療部長又は診療部長がその事務を代決する。
 - 5 事務局長(植木病院にあっては院長)専決事項について、事務局長(植木病院にあっては院長)に事故があるときは、所管の課長(植木病院にあっては事務局長。以下同じ。)がその事務を代決する。
 - 6 課長専決事項について、課長に事故があるときは、当該事務の所管の課長補佐(植木病院にあっては局長補佐。以下同じ。)又は室長がその事務を代決する。
 - 7 前項の規定により代決する場合において、課長及び課長補佐がともに事故があるとき又は課長及び室長がともに事故があるときは、定例かつ軽易で急を要する事務については所管の主査がその事務を代決する。
 - 8 室長専決事項について、室長に事故があるときは、定例かつ軽易で急を要する事務については、所管の主査がその事務を代決する。
 - 9 前各項により代決された事項については、速やかに当該決裁権者の後閲を受けなければならない。

(平22病院局規程4・平22病院局規程18・一部改正)

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月25日病院局規程第31号)

この規程は、平成21年12月31日から施行する。ただし、第9条課長共通専決事項の項第11号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月19日病院局規程第4号)

この規程は、平成22年3月23日から施行する。ただし、第10条中産院庶務室長専決事項の項を削る改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日病院局規程第18号)抄
(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。